

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。
当社との相対取引により売買する場合は、取引価格※に取引の実行に必要なコストが含まれております。別途手数料をお支払いいただく必要はございません。
- 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

※当社は、お客様とのお取引にあたっては、社内時価を基準として当社が定めた一定の値幅の範囲内において、売買対象銘柄の種類、市場環境（相場変動を含む。）、当社が得るべき利益、銘柄固有の流動性、信用リスク、カントリーリスク、取引金額の規模等を考慮して取引価格（「お客様が購入される価格」と「お客様が売却される価格」）を決定しております。

金利、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

<市場価格が変動するリスク>

- 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。利子の適用利率が固定利率の場合、金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。利子の適用利率が変動利率の場合には、利子が増減するという特性から、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
- 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。

<為替相場に関するリスク>

- 外貨建て債券の円換算した価値は、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変動することにより、為替相場が円高になる過程では下落し、逆に円安になる過程では上昇することになります。したがって、売却時、あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- 外貨建て債券の売買や償還金及び利子の決済に際して、日本円等の建て通貨以外の通貨での決済が予め取り決められている場合、売却時あるいは償還時等の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- 通貨の交換に制限が付されている場合には、償還金及びその利子のその他の通貨への交換や送金ができない場合があります。

外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の業務、または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

<発行体等の信用状況の変化に関するリスク>

- 外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、外貨建て債券の市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- 外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による額面の切下げや株式への転換等が生じた場合、投資額の全部または一部を失ったり、償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還されることがあります。償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還された場合、当該株式を換金した金額と調整金の合計額が額面または投資額を下回るおそれがあります。また、額面の一部が切り下げられた場合には、その後の利子の支払いは切り下げられた額面にに基づき行われることとなります。したがって、当初予定していた利子の支払いを受けられない場合があります。
- 金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合等には、外貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って額面の切下げ、利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は外貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。
- 主要な格付会社により「投機的要素が強い」とされる格付がなされている債券については、当該発行体または本債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等

により、償還金や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度が上位の格付けを付与された債券と比べより高いと言えます。

<償還金及び利子の支払いが他の債務に劣後するリスク>

弁済順位が他の債務に劣後する特約が付されている債券については、劣後事由が発生した場合には、弁済順位が上位と位置付けられる債務が全額弁済された後に償還金及び利子の支払いが行われることとなります。劣後事由とは破産宣告、会社更生法に基づいた会社更生手続きの開始、民事再生法に基づく民事再生手続きの開始、外国においてこれらに準ずる手続きが取られた場合となります。

その他のリスク

<適用利率が変動するリスク>

外貨建て債券の利子の適用利率が変動利率である場合、各利率基準日に指標金利を用いた一定の算式に従って計算されます。このため、利子の適用利率は、各利率基準日の指標金利により変動し、著しく低い利率となるおそれがあります。

<流動性に関するリスク>

- 新興国通貨は、米国市場若しくは欧州市場等の特定の市場が取引の中心となっています。そのため、当社における新興国通貨建て債券の取引については、新興国以外の通貨建て債券に比べて流動性は低くなっています。
- 外貨建て債券は、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない、あるいは購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがあります。
- 外貨建て債券は、原則として、当社から他社へ移管(出庫)することができません。償還日より前に売却する場合には、お客様と当社との相対取引となり、当社が合理的に算出した時価に基づいた価格で取引いただきます。

企業内容等の開示について

外貨建ての債券は、募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

無登録格付に関する説明書について

当社から無登録格付業者が付与した格付の提供を受けた場合は、「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎまたは代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- 外貨建て債券の譲渡益及び償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- 振替債(我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)である外貨建て債券は、当社では原則として、その利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。なお、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。
- 外貨建て債券は、当社では原則として、その償還日の3営業日前の日を約定日とするお取引までが可能です。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座または振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部または一部(前受金等)をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。

- ・前受金等を全額お預けいただけていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただけます。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただけます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送または電磁的方法による場合を含みます。)

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

当社の概要

商 号 等 株式会社 SBI 証券
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号

本 店 所 在 地 〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

加 入 協 会 日本証券業協会

指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

資 本 金 54,323,146,301 円(2025 年 9 月 30 日現在)

主 な 事 業 金融商品取引業

設 立 年 月 1944 年 3 月

連 絡 先 「インターネットコース」でお取引されているお客様：SBI 証券 カスタマーサービスセンター
 電話番号：0120-104-214 (携帯電話からは、0570-550-104 (有料))
 受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分 (年末年始を除く)

SBI マネープラザのお客様：SBI 証券 マネープラザカスタマーサポートセンター
電話番号：0120-142-892
 受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分 (年末年始を除く)

IFA コース、IFA コース (プラン A) のお客様：IFA サポート
電話番号：0120-581-861
 受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分 (年末年始を除く)

担当営業員のいらっしゃるお客様は、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。

SBI 証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所：〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

連 絡 先：「インターネットコース」でお取引されているお客様：SBI 証券 カスタマーサービスセンター

電話番号：0120-104-214 (携帯電話からは、0570-550-104 (有料))

受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分 (年末年始を除く)

SBI マネープラザのお客様：SBI 証券 マネープラザカスタマーサポートセンター

電話番号：0120-142-892

受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く）

IFA コース、IFA コース（プラン A）のお客様：IFA サポート

電話番号：0120-581-861

受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く）

担当営業員のいらっしゃるお客様は、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日、年末年始を除く）

2026年4月

発行登録目論見書



Deutsche Bank

ドイツ銀行

ドイツ銀行 2028年5月30日満期
米ドル建社債

ドイツ銀行 2028年5月30日満期
豪ドル建社債

— 売 出 人 —

株式会社SBI証券

1. この発行登録目論見書が対象とする社債5,000億円の発行登録については、発行会社は金融商品取引法第23条の3第1項の規定により、発行登録書を2025年4月11日に関東財務局長に提出し、2025年4月21日にその効力が生じています。
2. この発行登録目論見書に記載された内容については、今後訂正されることがあります。また、参照すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わることがあります。
3. この発行登録目論見書に基づきドイツ銀行 2028年5月30日満期 米ドル建社債およびドイツ銀行 2028年5月30日満期 豪ドル建社債を売り付ける場合には、発行登録追補目論見書を交付いたします。
4. ドイツ銀行 2028年5月30日満期 米ドル建社債の元利金は米ドルで支払われ、ドイツ銀行 2028年5月30日満期 豪ドル建社債の元利金は豪ドルで支払われますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

(注) 発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。

【表紙】

【提出書類】 発行登録書（訂正を含む。）

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年4月11日
2025年6月26日訂正
2025年9月30日訂正
2026年4月28日訂正

【会社名】 ドイツ銀行
(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター ジョナサン・ブレイク
(Jonathan Blake, Managing Director)

ディレクター トーマス・リュッケルト
(Thomas Rückert, Director)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン
タウヌスアンラーゲ 12
(Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒田 康之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒田 康之

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1077

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	2025年4月11日
効力発生日	2025年4月21日
有効期限	2027年4月20日
発行登録番号	7-外2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円
発行可能額	488,961,461,730円

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
＜ドイツ銀行 2028 年 5 月 30 日満期 米ドル建社債および ドイツ銀行 2028 年 5 月 30 日満期 豪ドル建社債に関する情報＞	1
第 1 募集要項	1
第 2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
売出社債（短期社債を除く。）	1
2 売出しの条件	4
3 売出社債のその他の主要な事項	6
募集又は売出しに関する特別記載事項	18
＜上記の社債以外の社債に関する情報＞	20
第二部 参照情報	21
第 1 参照書類	21
1 有価証券報告書及びその添付書類	21
2 半期報告書	21
3 臨時報告書	21
4 外国会社報告書及びその補足書類	21
5 外国会社半期報告書及びその補足書類	21
6 外国会社臨時報告書	21
7 訂正報告書	21
第 2 参照書類の補完情報	22
第 3 参照書類を縦覧に供している場所	22
第三部 保証会社等の情報	22
発行登録書の提出者が金融商品取引法第 5 条第 4 項各号に 掲げる要件を満たしていることを示す書面	23
有価証券報告書等の提出日以後に生じた重要な事実	24
事業内容の概要および主要な経営指標等の推移	39

第一部 【証券情報】

<ドイツ銀行 2028年5月30日満期 米ドル建社債およびドイツ銀行 2028年5月30日満期 豪ドル建社債に関する情報>

第1 【募集要項】

該当事項なし

第2 【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。

本「第2 売出要項」には2本の異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、ドイツ銀行 2028年5月30日満期 米ドル建社債（以下「米ドル建社債」という。）とドイツ銀行 2028年5月30日満期 豪ドル建社債（以下「豪ドル建社債」という。）とで異なる取扱いがなされる場合には、各社債を区別して記載している。各社債の内容に差異がない場合または一定の事項を除き差異がない場合には、各社債に関する記載は共通のものとしてまとめ、例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これら2本の社債を「本社債」と総称する。

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

米ドル建社債

銘柄	売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の 所有者の住所および 氏名または名称
ドイツ銀行 2028年5月30日満期 米ドル建 社債 (以下「本社債」という。)	(未定) 米ドル(注1)	(未定) 米ドル(注1)	株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番 1号 (以下「売出人」という。)

本社債は、無記名式であり、各社債の金額（以下「額面金額」という。）は100米ドルである。

本社債の利率は年率（未定）%（年率3.20%から4.20%までを仮条件とする。）であり、2026年5月29日（以下「利息起算日」という。）（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間について利息が付される。本社債の利息の計算の詳細については下記「3 売出社債のその他の主要な事項、II 本社債の要項の概要、(4) 利息」を参照のこと。（注2）

豪ドル建社債

銘柄	売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の 所有者の住所および 氏名または名称
ドイツ銀行 2028年5月30日満期 豪ドル建 社債 (以下「本社債」という。)	(未定) 豪ドル(注1)	(未定) 豪ドル(注1)	株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番 1号 (以下「売出人」という。)

本社債は、無記名式であり、各社債の金額（以下「額面金額」という。）は100豪ドルである。
本社債の利率は年率（未定）%（年率4.40%から5.40%までを仮条件とする。）であり、2026年5月29日（以下「利息起算日」という。）（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間について利息が付される。本社債の利息の計算の詳細については下記「3 売当社債のその他の主要な事項、II 本社債の要項の概要、(4) 利息」を参照のこと。（注2）

共通事項

本社債に係る利息の支払いは以下のとおりである。

2026年11月30日（同日を含む。）から満期日（同日を含む。）までの毎年5月30日および11月30日（ただし、修正翌営業日規定（以下に定義する。）により調整される。以下「利払日」という。）に、利息起算日（同日を含む。）から初回の利息期間終了日（以下に定義する。）（同日を含まない。）までの期間、およびいずれかの利息期間終了日（同日を含む。ただし、最終の利息期間終了日を除く。）からその直後の利息期間終了日（同日を含まない。）までの各期間（以下「利息期間」という。）に係る利息を後払いする。

本社債の満期日は2028年5月30日であり、修正翌営業日規定により調整される。（注3）

「修正翌営業日規定」とは、当該日が営業日でない場合には、当該日を翌営業日（ただし、翌営業日が翌暦月になる場合には、直前の営業日）とする調整方法をいう。

「利息期間終了日」とは、2026年11月30日（同日を含む。）から満期日（同日を含む。）までの毎年5月30日および11月30日をいう。利息期間終了日が延期されることはなく、当該利息期間についてそれに対応する調整が行われることもない。

「営業日」とは、ユーロシステムが運営する即時グロス決済システム（またはその後継のシステム）（T2）がユーロによる支払いの決済のために営業を行っており、かつ、（米ドル建社債の場合）東京、ロンドン、ニューヨークおよびフランクフルトにおいて、または（豪ドル建社債の場合）東京、ロンドン、ニューヨーク、シドニーおよびフランクフルトにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行っている日をいう。土曜日および日曜日は、営業日とはみなされない。

本社債は、2026年5月28日に、ドイツ銀行（以下「発行会社」という。）の証書・ワラント・社債発行プログラムに基づき、ユーロ市場で発行される。本社債は、いずれの証券取引所（有価証券の売買を行う金融商品市場を開設する金融商品取引所または外国金融商品市場を開設する者をいう。）にも上場されない予定である。

（注1） 上記の売当社債の総額および売当社債の総額は、本社債のユーロ市場における発行額面金額の総額と同額であり、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案した上で、2026年5月14日（以下「条件決定日」という。）に決定される。

（注2） 本社債の利率は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案した上で、条件決定日に決定される。上記の仮条件は、市場の状況を勘案して変更されることがある。

（注3） 本社債の償還は、本社債が満期日より前に償還または買入消却されない限り、満期日に、償還額（下記「3 売当社債のその他の主要な事項、II 本社債の要項の概要、(1) 主たる債務」に定義する。）の支払いによりなされる。ただし、本社債は、満期日より前に償還される場合がある。期限前の償還については、下記「3 売当社債のその他の主要な事項、II 本社債の要項の概要、(10) 債務不履行事由・破綻処理措置、(A) 債務不履行事由」を参照のこと。

（注4） 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）からA1の長期無担保上位優先債務格付を、スタンダード・アンド・プアーズ・グローバル・レーティング（以下「S&P」という。）からAの長期無担保上位優先債務格付を、またフィッチ・レーティングス・リミテッド（以下「フィッチ」という。）からAの長期無担保上位優先債務格付を各々取得している。これらの格付は、いずれも発行会社が発行する個別の社債に対する信用格付ではない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2

号)、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第7号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.com/site/japan/>)の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」セクションにある「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

2 【売出しの条件】

米ドル建社債

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	売出しの委託契約の内容
額面金額の100%	2026年5月18日から同年5月28日まで	額面金額100米ドル単位	なし	売出人の本店および日本における各支店(注1)	該当事項なし	該当事項なし

豪ドル建社債

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	売出しの委託契約の内容
額面金額の100%	2026年5月18日から同年5月28日まで	額面金額100豪ドル単位	なし	売出人の本店および日本における各支店(注1)	該当事項なし	該当事項なし

共通事項

本社債の受渡期日は2026年5月29日（日本時間）である。

(注1) 本社債の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人からあらかじめ同口座約款の交付を受け、同口座約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出しなければならない。

外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

券面に関する事項については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。

(注2) 本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）またはアメリカ合衆国の州の証券法に基づき登録されておらず、今後登録される予定もなく、本社債の取引は、アメリカ合衆国商品取引所法（その後の改正を含む。）（以下「商品取引所法」という。）に基づくアメリカ合衆国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）の承認を受けていない。本社債の募集または販売は、証券法のレギュレーションS（以下「レギュレーションS」という。）に基づく証券法の登録要件を免除される取引において行われなければならない。本社債は、アメリカ合衆国内において、または（i）レギュレーションSにおいて米国人と定義される者、（ii）商品取引所法のルール4.7における非米国人の定義に該当しない者、（iii）CFTCが公表する「特定のスワップ規制の遵守に関する解釈指針およびポリシーステートメント」（78 Fed. Reg. 45292（2013年7月26日））により米国人と定義される者もしくは（iv）商品取引所法に基づく規則もしくは指導において米国人と定義されるその他の者に対して、募集、販売その他の方法により譲渡されてはならない。

(注3) 本社債は、欧州経済領域（以下「EEA」という。）におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、（i）指令2014/65/EU（その後の改正を含む。以下「第2次金融商品市場指令」という。）第4条第(1)項第11号において定義されるリテール顧客、（ii）指令（EU）2016/97号（その後の改正を含む。）にいう顧客であって、第2次金融商品市場指令第4条第(1)項第10号において定義される専門家顧客の資格を有していないもの、または（iii）EU目論見書規則において定義される適格投資家ではない者のいずれか（またはこれらの複数）に該当する者をいう。そのため、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに関して、規則（EU）1286/2014号（その後の改正を含む。以下「EU PRIIPs規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがって、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、EU PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

(注4) 本社債は、英国におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、(i)2018年欧州連合(離脱)法(その後の改正を含む。以下「EUWA」という。)に基づき国内法の一部を構成する規則(EU)2017/565号第2条第8号において定義されるリテール顧客、(ii)2000年金融サービス・市場法(その後の改正を含む。以下「FSMA」という。)の規定および指令(EU)2016/97号を施行するためにFSMAに基づき制定された規則もしくは規制にいう顧客であって、EUWAに基づき国内法の一部を構成する規則(EU)600/2014号第2条第(1)項第8号において定義される専門家顧客の資格を有していないもの、または(iii)英国目論見書規則において定義される適格投資家ではない者のいずれか(またはこれらの複数)に該当する者をいう。そのため、英国におけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに関して、EUWAに基づき国内法の一部を構成する規則(EU)1286/2014号(その後の改正を含む。以下「英国PRIIPs規則」という。)によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがって、英国におけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、英国PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

3 【売出社債のその他の主要な事項】

I 本社債についてのリスク要因

本社債への投資は、為替リスク、信用リスク等の一定のリスクを伴う。したがって、かかるリスクを伴う取引についての知識または経験を有する投資家のみが、本社債への投資に適している。本社債への投資を検討する投資家は、以下のリスク要因を理解し、自己の財務状況、本書に記載される情報および本社債に関する情報に照らし、必要に応じて本社債が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討した後に投資判断を行うべきである。なお、以下に記載するリスク要因は、本社債への投資に関する主要なリスク要因を記載したものであり、すべてのリスク要因を網羅したものではない。

為替変動による損失のリスク（元本リスク）

米ドル建社債

本社債の元利金は米ドルで支払われる。したがって、投資家は円換算した利息額（下記「II 本社債の要項の概要、(4) 利息、(C) 定義」に定義する。）が変動するリスク、円換算した償還額または中途売却価格が投資元本を割り込むリスクを承知する必要がある。

豪ドル建社債

本社債の元利金は豪ドルで支払われる。したがって、投資家は円換算した利息額（下記「II 本社債の要項の概要、(4) 利息、(C) 定義」に定義する。）が変動するリスク、円換算した償還額または中途売却価格が投資元本を割り込むリスクを承知する必要がある。

金利変動リスク

米ドル建社債

本社債の元利金は、米ドル建てで支払われるため、本社債の価値は米ドル金利の変動の影響を受ける。一般的に、本社債の価値は米ドル金利が低下する場合には上昇し、米ドル金利が上昇する場合には下落することが予想される。

豪ドル建社債

本社債の元利金は、豪ドル建てで支払われるため、本社債の価値は豪ドル金利の変動の影響を受ける。一般的に、本社債の価値は豪ドル金利が低下する場合には上昇し、豪ドル金利が上昇する場合には下落することが予想される。

信用リスク

本社債は、発行会社の非劣後かつ無担保の債務であり、発行会社が倒産等の事態に陥った場合、本社債に関する支払いの一部または全部が行われない可能性がある。また、発行会社の財政状態もしくは経営成績の悪化またはこれに伴う外部評価の変化が、満期日前における本社債の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

不確実な流通市場

本社債の流通市場は確立されていない。また、発行会社、売出人およびそれらの関係会社は、本社債を買い取る義務を負わない。そのため、本社債の保有者（以下「本社債権者」という。）は、本社債を償還前に売却できない場合がありうる。また、本社債を売却できたとしても、本社債は非流動的であるため、満期日前の本社債の売買価格は、外国為替市場、金利市場、発行会社の財政状態、一般市場状況その他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。

潜在的利益相反

本社債については、発行会社が計算代理人（下記「Ⅱ 本社債の要項の概要、(7) 計算代理人、(A) 計算代理人の役割、発行会社の算定および変更」に定義する。）を務める。場合によっては、発行会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。発行会社は、計算代理人としての職務を誠実に遂行する義務を負っている。

税金

日本の税務当局は、本社債についての日本の課税上の取扱いについて必ずしも明確にしていない。下記「Ⅲ 租税上の取扱い、(2) 日本国の租税」の項を参照のこと。また、将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。本社債に投資しようとする投資家は、各自の状況に応じて、本社債の会計・税務上の取扱い、本社債に投資することによるリスク、本社債に投資することが適当か否か等について各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

Ⅱ 本社債の要項の概要

(1) 主たる債務

本社債は、本社債権者に対して、発行会社から、額面金額の100%（以下「償還額」という。）の支払いにより償還を受ける権利を付与する。

(2) 償還

上記「(1) 主たる債務」に基づく償還は、満期日に行われる。

(3) 決済

(A) 決済通貨の換算

米ドル建社債

発行会社によって支払われるべき金銭は、米ドルで支払われる。関連する決済機関（以下に定義する。）の規則により、米ドルによる支払いを行うことができない場合、当該支払いは、関連する決済機関が口座に対する支払いのために主に利用する通貨によって行われる。当該金額は、計算代理人が合理的な裁量によって当該換算との関係で最も適切であると判断する情報源を参照して計算代理人が決定する外国為替レートを用いて米ドルから上記の通常の通貨に換算される。

豪ドル建社債

発行会社によって支払われるべき金銭は、豪ドルで支払われる。関連する決済機関（以下に定義する。）の規則により、豪ドルによる支払いを行うことができない場合、当該支払いは、関連

する決済機関が口座に対する支払いのために主に利用する通貨によって行われる。当該金額は、計算代理人が合理的な裁量によって当該換算との関係で最も適切であると判断する情報源を参照して計算代理人が決定する外国為替レートをを用いて豪ドルから上記の通常の通貨に換算される。

共通事項

「決済機関」とは、ユーロクリア・バンク・エスエー／エヌブイおよびクリアストリーム・バンキング・エスエーならびに随時、発行会社が承認し、下記「(14) 通知」に従って本社債権者に通知される追加または代替の決済機構または決済システムをいう。本社債が大券によって表章されている場合、決済機関という用語は、決済機関のために大券を保有する預託機関ならびにユーロクリア・バンク・エスエー／エヌブイおよび／またはクリアストリーム・バンキング・エスエーのために大券を保有する共通預託機関を含む。

「共通預託機関」とは、クリアストリーム・バンキング・アーゲー・フランクフルト・アム・マインその他の共通預託機構をいう。

(B) 決済／支払いの詳細

発行会社は、支払義務を負う金銭を、本社債権者に対する送金のために、関連する決済機関に送金する。発行会社は、関連する決済機関または指定された支払いの受領者に対して支払いが行われた場合、支払われた金額について支払義務を免れる。

償還額は、額面金額の利用の対価として、償還額が額面金額を下回ることがありうるとの認識に対する補償として支払われる。

(C) 検証

各支払いは、関連する本社債権者が本社債を保有していることについて、合理的に満足することのできる証拠が提示されることを条件とする。

(D) 支払日

「支払日」とは、以下のすべての条件を満たす日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

- (i) 主たる代理人（下記「(6) 代理人、(B) 定義」に定義する。）が所在する都市において、商業銀行および外国為替市場が一般的な営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行い、かつ、支払いの決済を行っていること。
- (ii) 各決済機関が営業を行っていること。
- (iii) （米ドル建社債の場合）アメリカ合衆国の主たる金融中心地において、または（豪ドル建社債の場合）オーストラリアの主たる金融中心地において、商業銀行および外国為替市場が一般的な営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行い、かつ、支払いの決済を行っていること。

いずれかの本社債について発行会社が何らかの金銭の支払いを行わなければならない日が支払日でない場合、その保有者は、その直後の支払日まで支払いを受ける権利を有せず、当該遅延について利息その他の支払いを受ける権利を有しない。

(4) 利息

(A) 利息の支払い

発行会社は、各利払日に、本社債権者に関連する利息額を支払う。利息額は、本社債に係る額面金額の利用の対価として支払われる。また、利息額は、いずれかまたはすべての利払日にお

る利息額が、本社債に係る商業的な利益率を下回ることがありうるとの認識に対する補償としても支払われる。

いずれかの利息期間について利息額を計算しなければならない場合、計算代理人は、当該利息期間の日数、当該期間に適用される本社債の利率および日数調整係数（以下に定義する。）を基礎として利息額を算定する。

(B) 利息の発生

利息額以外には、本社債について定期的な金額が支払われることはなく、利息額の支払いの遅延その他の理由を問わず、本社債について追加で利息が発生することはない。

(C) 定義

米ドル建社債

「利息額」とは、2026年11月30日の利払日については、額面金額100米ドルの各本社債につき（未定）米ドルであり、その後の各利払日については、額面金額100米ドルの各本社債につき（未定）米ドルである。

豪ドル建社債

「利息額」とは、2026年11月30日の利払日については、額面金額100豪ドルの各本社債につき（未定）豪ドルであり、その後の各利払日については、額面金額100豪ドルの各本社債につき（未定）豪ドルである。

共通事項

関連する利息期間終了日以外の日（同日を含まない。）に終了する期間について利息額を計算しなければならない場合、「利息期間」とは、直前の利息期間終了日（同日を含む。）から関連する支払日（同日を含まない。）までの期間をいう。かかる利息期間終了日が存在しない場合、「利息期間」とは、利息起算日（同日を含む。）から関連する支払日（同日を含まない。）までの期間をいう。

「日数調整係数」とは、当該利息期間の日数を360で除した数をいう。かかる日数は、1年が30日を1ヶ月とする12ヶ月により構成される360日であるとして計算される。ただし、当該利息期間の最終日がいずれかの月の31日である場合、当該最終日を含む月は30日で構成される1ヶ月には短縮されないものとみなされ、当該利息期間の最終日が2月末日である場合、その2月は30日で構成される1ヶ月には延長されないものとみなされる。

(5) 本社債の様式、譲渡性、地位および本社債権者

(A) 様式

本社債は、恒久大券（以下「大券」という。）により表章される。本社債について確定社債券は発行されない。大券は、いつでも、本社債権者の同意なく、ドイツ電子証券法（Gesetz über elektronische Wertpapiere）（以下「電子証券法」という。）に従って、同一の内容の電子証券に置き換えられる可能性がある。その場合、発行会社は、変更後の証券の様式に適合させるため、大券の表章について規定し、またはそれに関連する本社債の要項のすべてを調整することができる。変更後の証券の様式（それに起因して必要となる本社債の要項の変更を含む。）は、下記「(14) 通知」の規定に従って公表される。

電子証券法第12条が準用する第4条第1項第1号に従って、電子証券に係る登録簿は中央登録簿（以下「中央登録簿」という。）となる。中央登録簿に登録された電子証券は、電子証券法第

4条第2項にいう中央登録証券（以下「中央登録証券」という。）である。中央登録証券は、中央登録証券に係る登録機関（以下「中央登録証券登録機関」という。）が保有する中央登録簿に登録を行うことにより発行される。

(B) 譲渡性

各本社債は、適用ある法律ならびに当該本社債がその帳簿を通じて譲渡される決済機関のその時点の規則および手続に従い、譲渡することができる。

中央登録証券は、中央登録簿における集合的登録において、中心的な証券預託機関を保有名義人とする集合的な証券の保有として登録される。中心的な証券預託機関は、それ自身が受益者となるのではなく、電子証券法第3条第2項にいう受益者（以下に定義する。）に対する受託者として、当該集合的登録の管理を行う。本社債は、中央登録証券登録機関の適用ある規定および規則ならびに適用ある法律の規定に従って、集合的な証券の保有に係る共有持分として譲渡される。

(C) 地位

本社債は、発行会社の無担保かつ非劣後の上位優先債務を構成し、相互に同順位であり、発行会社のその他のすべての無担保かつ非劣後の上位優先債務との間で同順位である。ただし、破綻処理措置（下記「(10) 債務不履行事由・破綻処理措置、(B) 破綻処理措置」に定義する。）が発行会社に対して行われた場合、または発行会社の（もしくは発行会社に対する）解散、清算、倒産、和議もしくは倒産を回避するためのその他の手続の場合において、一定の無担保かつ非劣後の上位優先債務に対する制定法上の優先権に服する。

ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz）（以下「銀行法」という。）第46条f第5項に従って、本社債に基づく債務は、銀行法第46条f第6項第1文（銀行法第46条f第9項により準用される場合を含む。）またはその後継の規定にいう発行会社の負債証券に基づく債務（自己資本要求規則第72条aおよび第72条b第2項にいう適格債務を含む。）に優先する。

(D) 本社債権者

「本社債権者」および「本社債の保有者」という用語は、適用ある法律ならびに大券をカस्टディとして保有し、関連する記入または記帳をその記録に対して行った決済機関の規則および手続に従って解釈される。

「中央登録証券の保有者」とは、中央登録証券または集団的な証券の保有に係る一定の共有持分の保有者として中央登録簿に登録されている者をいう（本社債が中央登録証券として発行されている場合、中心的な証券の預託機関が保有者として登録される（集団的登録））。

電子証券法第3条第2項にいう受益者は、中央登録証券から派生する権利を保有している者（以下「電子証券法第3条第2項にいう受益者」という。）である。

本社債が中央登録証券として発行されている場合、本社債の要項において本社債権者または本社債の保有者というときは、電子証券法第3条第2項にいう受益者を意味する。

(6) 代理人

(A) 発行会社は、いつでも代理人を変更し、または代理人を解任する権利を有する。また、発行会社は、追加の代理人を選任する権利を有する。主たる代理人の解任は、後任の主たる代理人が選任されるまで効力を生じない。代理人の選任、解任または指定された事務所の変更の通知は、下記「(14) 通知」に従って本社債権者に対して行われる。

各代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者に対していかなる責任や義務も負うものではなく、本社債権者との間でいかなる代理または信託の関係に立つものでもない。代理人により行われたすべての本社債に関する計算または決定は、明白な誤りである場合を除き、最終的かつ終局的なものであり、本社債権者に対して拘束力を有する。

(B) 定義

「代理人」とは、上記 (A) に従い、主たる代理人をいう。

「主たる代理人」とは、上記 (A) に従い、ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン、タウヌスアンラーゲ 12に所在するフランクフルト・アム・マインにおける本店を通じて行為するドイツ銀行をいう。

(7) 計算代理人

(A) 計算代理人の役割、発行会社の算定および変更

本社債の要項に別段の定めがある場合を除き、本社債の要項で必要とされるすべての計算および決定は、計算代理人としてのドイツ銀行（以下「計算代理人」という。）によって行われる。

「計算代理人」の用語には、後任の計算代理人を含む。

発行会社が以下の規定に従って後任の計算代理人を選任することを決定した場合を除き、発行会社は、本社債に係る計算代理人となる。発行会社は、いつでも他の機関を計算代理人として選任する権利を有する。現任の計算代理人の解任は、後任の計算代理人が選任されるまで効力を生じない。かかる計算代理人の解任または選任の通知は、下記「(14) 通知」に従って本社債権者に対して行われる。

計算代理人は、（発行会社である場合を除き）発行会社の代理人としてのみ行為する。計算代理人は、本社債権者に対していかなる責任や義務も負うものではなく、本社債権者との間でいかなる代理または信託の関係に立つものでもない。

発行会社または計算代理人による本社債に関するすべての計算または決定は、誠実かつ商業上合理的な方法で行われなければならない。かかる計算および決定は、明白な誤りである場合を除き、最終的かつ終局的なものであり、本社債権者に対して拘束力を有する。

本社債に関する計算代理人による計算または算定の後、計算代理人が当該計算または算定につき使用した参照項目の価額もしくは価格の訂正が後に公表された場合、これが支払いが行われる日の2営業日前までの訂正期間中に公表されている場合に限り、計算代理人はこれを斟酌し、その金額は、参照項目の当該価額または価格を参照して、全体として、または部分的に決定される。

計算代理人は、発行会社の同意を得て、そのいずれかの義務および任務を、計算代理人が適切であると考える第三者に委託することができる。

(B) 計算代理人による決定

発行会社、計算代理人および代理人は、自身の重過失または故意がない場合、適用ある法律によって許容される限りにおいて、本社債の要項に基づいて支払われる金額の計算その他の本社債の要項の規定に基づく決定における誤りまたは不作為について何らの責任も負わない。

(8) 租税

発行会社は、本社債の所有、譲渡、支払いのための呈示もしくは引渡しまたは執行の結果生じる一切の公租公課、手数料、源泉徴収その他の支払いについて責任その他の支払義務を負わない。発

行会社が本社債権者に対して行うすべての支払いは、実施、支払い、源泉徴収または控除を行う必要がある一切の公租公課、手数料、源泉徴収その他の支払いの対象となる。

(9) 呈示期間および時効

本社債に係る一切の支払いは、以下の規定に従い、上記「(3) 決済」に規定される方法および別途大券に規定される方法により行われる。

本社債に係る一切の金額の支払いは、いずれかの代理人の指定された事務所において、大券の呈示または（場合により）引渡しと引き換えに行われる。各支払いの記録は、（該当する場合）当該代理人が大券上に行く。かかる記録は、当該支払いがなされたことについての一応の証拠となる。

決済機関の記録において一定数の本社債または本社債に係る一定の額面金額の保有者として記載されている者は、発行会社が大券の保有者もしくは（場合により）関連する決済機関またはその指図先に対して行った各支払いに係るその者の持分について、関連する決済機関に対してのみ、分配を求めなければならない。

本社債に基づく支払いに係る一切の請求権は、それぞれに係る関連日（以下に定義する。）から（利息額の支払いに関しては）5年以内、（その他の金額の支払いに関しては）10年以内に、本社債の要項に従って大券が呈示され、または請求が行われない場合、無効となる。

「関連日」とは、当該支払いについて最初に支払期限が到来した日をいう。当該支払期日以前に支払われるべき金銭の全額が適式に関連する代理人によって受領されていない場合、当該金銭の全額が受領され、下記「(14) 通知」に従って本社債権者に対してその旨の通知が適式に行われた日をいう。

(10) 債務不履行事由・破綻処理措置

(A) 債務不履行事由

下記のいずれかの事由が発生した場合、各本社債権者は、自らが保有する本社債について期限の利益を喪失したことを宣言する権利を有する。

- (i) 主たる代理人が本社債権者から本社債に関する支払いについての通知を受領した後、関連する期日から30日以内に発行会社が支払いを行わない場合。
- (ii) 発行会社が、本社債から生じるその他の義務を適式に履行せず、かかる不履行が、主たる代理人が本社債権者からそれについての通知を受領した後60日を超えて継続した場合。
- (iii) 発行会社が、その金融債務を履行できないことを発表し、または支払いを停止した場合。
- (iv) 裁判所が発行会社に対して倒産手続を開始した場合、発行会社がかかる手続を申請し、もしくは開始した場合、または発行会社が債権者全般の利益のための和解を提案し、もしくは実施した場合。

本社債の期限の利益喪失を宣言する権利は、当該権利が行使される前に当該権利を生じさせた状況が治癒された場合には消滅する。

本社債の期限の利益喪失の宣言がなされた場合、各本社債権者は、当該本社債権者が保有するすべての本社債の市場価格（以下に定義する。）に相当する金額を即時に支払うよう要求する権利を有する。発行会社は、当該市場価格から、裏付けとなる関連するヘッジ取引（以下に定義する。）を解消するための発行会社の直接的および間接的な費用のうち、本社債に対応する割合的

な部分を控除することができる。かかる控除の金額は、計算代理人が合理的な裁量により決定する。かかる控除は、適用ある法律、適用ある証券取引所の規則その他の適用ある規則または規制に違反する場合には行われない。

「市場価格」とは、計算代理人が関連する時点で適切であると判断する要因（以下のものを含むが、これらに限られない。）を参照して決定する本社債の公正市場価格をいう。

- (i) 関連する時点における関連する経済的変数（金利、外国為替レート等）の市場価格または価値
- (ii) 本社債が予定された満期まで残存した場合の残存期間
- (iii) 内部価格モデル
- (iv) 他の市場参加者が本社債と類似の有価証券について提示しうる買い値
- (v) 関連する市場における関連する相場その他の関連する市場データ（関連する金利、価格、利回り、イールドカーブ、ボラティリティ、スプレッド、相関関係およびオプションその他のデリバティブ商品の価格モデルを含む。）
- (vi) 発行会社またはその関連会社のいずれかの内部情報源からの上記の種類の情報であって、発行会社はその通常の業務の過程で本社債と類似の商品の評価のために使用する種類のもの

「ヘッジ取引」とは、発行会社が、関連する本社債の要項に基づき支払われるべき現金がその期限の到来時に入手できるよう確保するために行う取引をいう。

(B) 破綻処理措置

各本社債権者は、当該時点で発行会社に適用される破綻処理に関する法令に基づいて、本社債が、管轄権を有する破綻処理当局によって行使される下記の権限（本「II 本社債の要項の概要」において、それぞれを以下「破綻処理措置」という。）に服する可能性があることを認識し、了承する。

- 本社債に係る元金額、利息額その他の金額の支払いの請求権の減額（ゼロへの減額を含む。）を行うこと
- かかる請求権を、(i)発行会社、(ii)関連会社または(iii)ブリッジ・バンクの普通株式等 Tier 1 資本としての要件を充足する普通株式その他の持分証券に転換し、本社債権者に対してかかる証券を発行し、または付与すること
- (i)本社債の他の事業体への譲渡、(ii)本社債の要項の修正、変更もしくは改定または(iii)本社債の消却を含む（ただし、これらに限られない）その他の破綻処理措置を適用すること

本社債権者は、破綻処理措置に拘束される。本社債権者は、発行会社に対して、破綻処理措置によって生じるいかなる請求権その他の権利も有しない。特に、破綻処理措置の行使は、債務不履行を生じさせる事由とはならない。

本「(10) 債務不履行事由・破綻処理措置」は、本項に記載される事項を網羅するものであり、本社債の要項の目的事項に関する本社債権者と発行会社とのその他の一切の契約、取決めまたは了解事項を排除する。

(11) 発行会社および支店の交替

(A) 発行会社の交替

発行会社（または以前に発行会社としての地位を承継した会社）は、いつでも、本社債に基づく主債務者としての地位を、いずれかの関連会社（以下「承継者」という。）に承継させることができる。本社債権者の同意を要しない。かかる承継は、下記の条件のすべてが満たされることを条件とする。

- (a) ドイツ銀行が、本社債に基づく承継者の債務を、取消不能かつ無条件に保証すること（ただし、ドイツ銀行自身が承継者である場合にはこの限りではない。）。保証に基づく債務が本社債に基づく債務と同順位であること。
- (b) 本社債に基づく債務の移転のためのすべての条件（必要な承認、特に管轄権を有する当局の承認）が充足されること。当該債務が、制限なく、法的に有効な方法で移転されること。
- (c) 発行会社が、下記「(14) 通知」に従って本社債権者に対して当該承継の日を30日前までに通知を行っていること。
- (d) 上記「(10) 債務不履行事由・破綻処理措置、(B) 破綻処理措置」に定める破綻処理措置の適用可能性が確保されていること。

発行会社が交替する場合、本社債の要項における発行会社に関する記載は、交替の効力が発生した時点以後、承継者を指すとみなされる。

(B) 支店の交替

発行会社は、本社債の関係で同社がこれを通じて行為する事務所を変更する権利を有する。発行会社は、下記「(14) 通知」に従って本社債権者に対し、当該変更およびその効力発生日を通知する。当該日までの間、当該変更は生じない。

(12) 本社債の買入れ

発行会社は、公開市場において、公開買付けによる買戻しにより、または個別の本社債権者から、本社債を買入れることができる。法律上必要な場合、かかる買入れは、管轄権を有する当局の事前の承認を条件とする。

発行会社は、かかる買入れに係る対価を自由に決定することができる。そのようにして買入れられた本社債は、保有し、転売し、または消却することができる。

(13) 本社債の追加発行

発行会社は、随時、本社債と統合され、単一の銘柄を構成する追加の社債を設定し、発行することができる。これについて、本社債権者の同意を要しない。

(14) 通知

(A) 公告

本社債権者に対する通知は、以下のいずれかまたはその両方の方法によって行われる。

- (i) 決済機関による本社債権者への通知のための決済機関への交付。
- (ii) ウェブサイト（www.xmarkets.db.com）への掲載。代替のウェブサイトにおいて、または代替のサービスを通じて通知を行う場合、当該代替の6週間前までに、本(ii)号第1文に従っ

た公告により、かつ、ドイツ連邦官報（Bundesanzeiger）において、当該代替について本社債権者に対して通知する。

(B) 交付

上記「(A) 公告」に基づいて公告された通知は、以下の時点で到達したものとみなされる。

- (i) 上記「(A) 公告」の(i)に従った交付により行われた場合、決済機関（複数の決済機関がある場合には、そのすべて）に対して交付が行われた日の次の営業日
- (ii) 上記「(A) 公告」の(ii)に従って行われた場合、当該公告の日
- (iii) 上記「(A) 公告」の(i)に従った交付により行われ、かつ、上記「(A) 公告」の(ii)に従って行われた場合、(a)上記「(A) 公告」の(i)に記載のとおり決済機関（複数の決済機関がある場合には、そのすべて）に対して交付が行われた日の次の営業日と、(b)上記「(A) 公告」の(ii)に記載の当該公告の日のいずれか早い方の日

(15) ユーロへの表示通貨の変更

(A) 表示通貨の変更

発行会社は、本社債権者の同意なく、上記「(14) 通知」に従って通知を行うことにより、当該通知に記載された調整日（以下に定義する。）を効力発生日として、本社債の表示通貨をユーロに変更することを選択することができる。

かかる権利が行使された場合、本社債の要項について、本社債を当該時点においてユーロを表示通貨とする商品に適用される慣行に整合させるために発行会社が決定する修正が行われる。

(B) 調整

発行会社は、本社債権者の同意なく、本社債の要項について、本条約（以下に定義する。）に従った欧州経済通貨同盟の第3段階が本社債の要項に及ぼす影響に対応するために適切であると判断する調整を行うことができる。かかる調整は、上記「(14) 通知」に従って本社債権者に通知される。

(C) 関連費用

上記「(A) 表示通貨の変更」および「(B) 調整」の規定にかかわらず、発行会社、計算代理人および代理人のいずれも、本社債権者その他の者に対して、ユーロの送金またはそれに関して実施される為替換算もしくは端数処理に関連して、またはその結果生じる一切の手数料、経費、損失または費用につき責任を負わない。

(D) 定義

「調整日」とは、本社債権者に対する通知において発行会社が調整日として指定する日をいう。

「本条約」とは、EUの機能に関する条約をいう。

本社債の要項のその他の規定にかかわらず、発行会社は、本「(15) ユーロへの表示通貨の変更」における上記の裁量の行使または選択、決定もしくは調整の実施に際し、可能な限り合意された条件の経済性を保持するために、誠実に、かつ商業上合理的な方法で行う。かかる措置は、当該措置がとられる前の状況と比較して、本社債権者の不利益をもたらす重大な不均衡を生じさせてはならない。

(16) 変更

発行会社は、適用法によって許容される範囲において、本社債権者の同意なく、本社債の要項を修正することができる。当該変更は、発行会社が本社債の要項において意図された経済的な目的を維持または保全するために合理的かつ必要なものであると判断するものでなければならない。当該権利は、以下のいずれかを条件とする。

- (i) 当該変更が、本社債権者の利益に重大な悪影響を及ぼすものでないこと
- (ii) 当該変更が、形式的、軽微もしくは技術的な性質のものであり、または明白な、もしくは証明された誤謬を修正するためのものであること
- (iii) 当該変更が、本社債の要項に含まれる不完全な規定を治癒し、訂正し、または補完するためのものであること

上記の各場合において、発行会社は、まず、当該裁量の行使が合理的かつ必要であることについて十分な検討を行い、発行会社または関連会社に多額の追加費用を生じさせない合理的な他のとりうる手段がないか検討する。本「(16) 変更」に従った変更が行われた後、発行会社は、その裁量により、本社債に係る最終条件書 (Final Terms) の修正および改定を行うことができる。

当該変更に関する通知は、上記「(14) 通知」に従って本社債権者に対して行われるが、通知の不実施または不受領は、当該変更の有効性に影響を及ぼさない。

(17) 可分性

本社債の要項のいずれかの規定の全部または一部が無効であり、または執行可能性がない場合であっても、その他の規定は、それによって何ら影響を受けず、損なわれない。無効または執行可能性がない規定は、可能な範囲で、無効または執行可能性がない規定の経済上の目的を満たす有効かつ強制執行可能な規定に置き換えられる。本社債の要項における欠落についても同様とする。

(18) 準拠法、管轄および履行地

本社債および本社債から、または本社債に関して生じるすべての債務は、英国法に準拠し、英国法に従って解釈される。いかなる者も、1999年契約（第三者の権利）法に基づいて本社債に係る請求権を実行する権利を有しない。しかし、このことは、その他の権利または救済手段に影響を及ぼさない。

法律上許容される場合、英国の裁判所が、本社債から、または本社債に関して生じた紛争を解決する専属的管轄権を有する。

III 租税上の取扱い

(1) 租税に関する注意事項

本社債の購入者および／または売主は、本社債の発行価格または購入価格に加えて、本社債の譲渡が行われた国の法律および慣習に従って、印紙税その他の費用を支払わなければならない可能性がある。発行会社は、租税について源泉徴収を行う責任を負わない。

本社債に係る取引（購入、譲渡、行使・不行使または償還を含む。）、本社債に係る利息の発生または受領および死亡に起因する本社債の取得は、保有者および潜在的な買主の租税上の地位等に

よっては、これらの者について、印紙税、印紙留保税、所得税、法人税、取引税、キャピタル・ゲイン課税、源泉徴収税、連帯付加税、相続税、贈与税その他の租税公課に係る課税関係を生じさせる可能性がある。

本社債の購入を検討する者は、上記「Ⅱ 本社債の要項の概要、(8) 租税」を慎重に検討しなければならない。

本社債権者の居住国の租税法および発行会社の設立地または所在地である欧州連合加盟国の租税法は、本社債からの収益に影響を及ぼす可能性がある。そのため、本社債の購入を検討する者は、本社債に係る取引の課税関係について、自身の税務顧問に相談することが推奨される。

(2) 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

- (i) 本社債は、特定口座において取り扱うことができる。
- (ii) 日本国の居住者が支払いを受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20.315%の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%の税率が適用される。日本国の内国法人が支払いを受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上15.315%の源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。
- (iii) 本社債の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20.315%の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
- (iv) 日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。
- (v) 外国法人の発行する社債から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

規制上のバイルインその他の破綻処理措置

法律は、管轄権を有する破綻処理当局に、本社債について措置を講じる権限を与えている。これらの措置は、本社債権者に悪影響を及ぼす可能性がある。

発行会社は、銀行再建破綻処理指令2014/59/EU（以下「BRRD」という。）ならびに信用機関への自己資本要求、再建および破綻処理の仕組み等について定めた（欧州銀行監督局（EBA）、欧州証券市場監督局（ESMA）等）のEUの規制当局の関連する技術的な基準および指針に服している。発行会社はまた、単一破綻処理メカニズムの対象となる。単一破綻処理メカニズムおよびBRRDは、破綻の危機に面した信用機関および投資会社に関して、幅広い権限を行使することを可能にしている。

本社債は、再建・破綻処理法（Sanierungs- und Abwicklungsgesetz）（以下「SAG」という。）とともにドイツに導入された自己資本要求規則の適用を受ける信用機関に関する破綻処理制度の対象となる。この制度は、例えば、かかる信用機関が発行した金融商品を取得した株主および債権者が、その損失および破綻処理費用の一部を負担する必要がある可能性がある旨を定めている（以下「規制上のバイルイン」という。）。

発行会社について法律上の要件が充足された場合、ドイツ連邦金融監督局（以下「BaFin」という。）は、破綻処理当局として、その他の措置に加えて、本社債に基づく本社債権者の請求権の一部または全部を減額し、または発行会社の持分（株式に）転換する可能性がある（本「規制上のバイルインその他の破綻処理措置」において、以下「破綻処理措置」という。）。実施されるその他の破綻処理措置には、本社債を他のエンティティに移転すること、本社債の要項を変更すること（本社債の償還期限を変更することを含むが、これに限られない。）または本社債を消却することが含まれるが、これらに限られない。管轄権を有する破綻処理当局は、破綻処理措置を単独で適用することもあれば、それらを組み合わせて適用することもありうる。

破綻処理当局が破綻処理措置を講じた場合、本社債権者は、本社債に基づく請求権を喪失するリスクを負う。特に、かかる請求権には、金銭または償還額の支払いを請求する権利や、交付されるべき物の交付を求める請求権が含まれる。

そのため、本社債権者の請求権が発行会社の株式に転換された場合、本社債権者は、本社債に基づいて生じる請求権を喪失することとなる。かかる事態が発生した場合、本社債権者は、発行会社の株主としてのリスクのすべてを負担することとなる。そのような状況下においては、通常、発行会社の株価は急激に下落することとなる。そのため、本社債権者は、かかる状況下において、損失を被る可能性が高い。発行会社に対する本社債権者の請求権の全部または一部がゼロに減額された場合にも同様の事態が生じる。そのため、本社債権者は、全額についての損失を含む、相当程度の損失のリスクを負う。

破綻処理当局は、発行会社の支払いおよび交付に係る義務（例えば、本社債の要項に基づく本社債権者に対するもの、または本社債の要項に基づいて単独の宣言（Gestaltungsrechte）によって解除権または法律関係を創設し、変更し、もしくは終了させるその他の権利を行使する本社債権者の権利）が、破綻処理命令の公表の直後の営業日の終了時まで停止されるよう命令を発出することができる。一定の状況下において、破綻処理当局は、本社債の要項を変更することができる。

管轄権を有する破綻処理当局は、(i)まず、普通株式等Tier 1 証券（発行会社の普通株式等）が関連する損失の割合に応じて減額され、(ii)その次に、その他の資本性証券（Additional Tier 1 証券およびTier 2 証券）の元本が、その優先順位に従って、恒久的に減額され、または普通株式等Tier 1 証券に転換され、(iii)その次に、Additional Tier 1 証券またはTier 2 証券ではない発行会社の無担保劣後債務が恒久的に減額され、または普通株式等Tier 1 証券に転換され、(iv)最後に、発行会社の無担保非劣後債務（規則806/2014号（その後の改正を含む。））、BRRDまたはSAGによって除外されるものを除く。）（非劣後証券に基づく債務等）が、銀行法第46条f第5号ないし第9号に基づく優先順位に従って、恒久的に減額され、または普通株式等Tier 1 証券に転換されることとなるよう、規制上のペイルインを行使しなければならない。管轄権を有する破綻処理当局は、原則として、上記の順位において、破綻処理措置に関して関連するすべての債務を包含しなければならない。しかし、合理的な期間内にペイルインの効力を生じさせることが困難である場合など、例外的な状況下においては、一定の債務の全部または一部を除外することができる。そのため、破綻処理当局によって、同一の順位の債務が異なる取扱いを受ける可能性がある。

本社債権者は、破綻処理措置により拘束される。本社債の要項に基づいて、本社債権者はかかる措置に同意している。本社債権者は、発行会社に対して、破綻処理措置に起因するいかなる請求権その他の権利も有しない。破綻処理措置の内容によっては、発行会社は、本社債に基づくいかなる支払義務をも負わない可能性がある。本社債に基づく支払義務が破綻処理措置によってどのような影響を受けるかは、発行会社のコントロールが及ばない多数の要素によって決定される可能性があり、仮に破綻処理措置が講じられることとなる場合であっても、それがいかなるタイミングで講じられることとなるかを予測することは困難である。破綻処理措置が実施されたことによって、本社債を終了させる権利が生じることはない。本社債への投資を検討する者は、破綻処理措置が講じられた場合、元本および利息を含むその投資額のすべてを失うリスクについて検討し、経営難に陥った銀行に対する臨時の公的な財政支援が行われる場合であっても、それは、規制上のペイルインを含む破綻処理措置について、可能な限りの検討を行い、また、それを講じた後にのみ、最後の手段として実施される可能性があることを認識しなければならない。

<上記の社債以外の社債に関する情報>

第1 【募集要項】

該当事項なし

第2 【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載します。

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

未定

2 【売出しの条件】

未定

第二部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2024年度）（自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日）

2025年 6 月26日、関東財務局長に提出

事業年度（2025年度）（自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日）

2026年 6 月30日までに関東財務局長に提出予定

2 【半期報告書】

事業年度（2025年度中）（自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日）

2025年 9 月26日、関東財務局長に提出

事業年度（2026年度中）（自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日）

2026年 9 月30日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

該当事項なし

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 1 の2025年 6 月26日提出の有価証券報告書の訂正報告書）を2025年 6 月26日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正を含む。）および半期報告書（以下「有価証券報告書等」と総称する。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日（2026年4月28日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項なし

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

会社名	ドイツ銀行 (Deutsche Bank Aktiengesellschaft)
代表者の役職氏名	マネージング・ディレクター ジョナサン・ブレイク (Jonathan Blake, Managing Director)
	ディレクター トーマス・リュッケルト (Thomas Rückert, Director)

- 1 当社は、1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行済株券は、指定外国金融商品取引所に上場しており、かつ、算定基準日（2025年3月31日）における当該株券の基準時時価総額が1,000億円以上であります。

6,969,106,305,150円

(注) 算定基準日における主要な一指定外国金融商品取引所であるフランクフルト証券取引所の市場相場による株券の最終価格により算出しております。日本円への換算は、1ユーロ=162.08円の換算率（2025年3月31日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値）により行っております。

有価証券報告書等の提出日以後に生じた重要な事実

2025年11月24日

ドイツ銀行、その他 Tier1 資本証券を発行予定

ドイツ銀行（銘柄コードXETRA:DBKGn.DE/NYSE:DB）は、その他Tier1資本証券（AT1証券）に算入可能な証券を発行予定であることを発表しました。

初回のコール日を2034年10月30日とする当該証券の発行総額は、ベンチマーク相当の規模となる予定です。この発行は、ドイツ銀行のTier1レバレッジ比率ならびにTier1自己資本および総自己資本上のソルベンシー比率（支払能力比率）を支援します。

当該証券は、株主の新株引受権を排除した上で、2025年の年次株主総会における承認に基づいて発行されます。各証券の券面額は20万ユーロです。今回の募集では、ドイツ銀行が単独ブックランナーを務める予定です。

本リリースで言及しているドイツ銀行の証券は、改正された米国の1933年証券法（以下「証券法」といいます。）に基づいて登録されておらず、証券法の「レギュレーションS」に基づいてのみ発行されます。そのため、証券法に基づく登録、または登録要件の適用除外なしに、当該証券について米国内での募集、売出しまたは交付はできません。

条件決定および総額の詳細は、慣例どおり完了次第公表される予定です。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は、個人顧客、中小企業、事業法人、各国政府および機関投資家に対し、リテール・バンキング、プライベート・バンキング、コーポレート・バンキング、トランザクション・バンキング、融資、資産運用の商品およびサービスならびに焦点を絞った投資銀行業務を提供しています。ドイツ銀行は、欧州に深く根ざしつつグローバル・ネットワークを有するドイツ有数の銀行です。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、当行の考えおよび予想ならびにその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行の経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。したがって、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当行はこれらの記述に関して、新しい情報または将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。したがって、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。

これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当行が収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当行の経営戦略の実施、当行のリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。

このような要因については、SECに提出した当行の2025年3月13日付Form 20-Fの「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該文書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

2025年11月24日

ドイツ銀行、その他 Tier1 資本証券の発行を成功裡に完了

ドイツ銀行（銘柄コード XETRA:DBKGn. DE/NYSE:DB）は、本日、総額 10 億ユーロのその他 Tier1 資本証券（AT1 証券）を発行しました。この発行は、ドイツ銀行の Tier1 レバレッジ比率ならびに Tier1 自己資本および総自己資本上のソルベンシー比率（支払能力比率）を支援します。

当該証券は、年 6.75%の固定クーポンが付されており、2035年4月30日まで年1回支払われます。当行は、監督当局の承認を事前に得ることを条件として、2034年10月30日から2035年4月30日までの各日、その後は5年ごとに10月30日から翌年4月30日までの各日に繰上償還ができます。適用利率は2035年4月30日以降5年ごとにリセットされ、その時点の5年ユーロ・スワップレートに年率4.036%の初期クレジット・スプレッドを加えた金利が適用されます。

新規に発行された AT1 証券（ISIN:DE000A460DG7）はルクセンブルク証券取引所に上場され、その規制市場で取引される予定です。

各証券の券面額は 20 万ユーロです。今回の募集では、ドイツ銀行が単独ブックランナーを務めました。

本リリースで言及しているドイツ銀行の証券は、改正された米国の 1933 年証券法（以下「証券法」といいます。）に基づいて登録されておらず、証券法の「レギュレーション S」に基づいてのみ発行されます。そのため、証券法に基づく登録、または登録要件の適用除外なしに、当該証券について米国内での募集、売出しまたは交付はできません。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は、個人顧客、中小企業、事業法人、各国政府および機関投資家に対し、リテール・バンキング、プライベート・バンキング、コーポレート・バンキング、トランザクション・バンキング、融資、資産運用の商品およびサービスならびに焦点を絞った投資銀行業務を提供しています。ドイツ銀行は、欧州に深く根ざしつつグローバル・ネットワークを有するドイツ有数の銀行です。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、当行の考えおよび予想ならびにその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行の経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。したがって、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当行はこれらの記述に関して、新しい情報または将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。したがって、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。

これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当行が収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当行の経営戦略の実施、当行のリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。

このような要因については、SECに提出した当行の2025年3月13日付 Form 20-F の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該文書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

ドイツ銀行、2025年の財務目標を達成し、2025年通年および2025年第4四半期の過去最高益を計上

2025年通年は過去最高益

- 税引前利益は、前年から84%増加し、97億ユーロ
- 純利益は前年から倍増し、71億ユーロ

2025年の財務目標を達成

- 税引後平均有形株主資本利益率 (RoTE)¹は10.3%
- 費用収益比率は64%

2022年以降の資本分配（実施済みおよび提案）は累計85億ユーロ。これには2025年度分として提案された29億ユーロの分配が含まれます。

- 1株当たり1.00ユーロ（19億ユーロ）の配当提案
- 承認済みの10億ユーロの自社株の買戻し

純収益および取引高の前年からの継続的な成長

- 2025年の純収益は、目標と一致して7%増加し、321億ユーロ
- 2021年以降の複合年平均収益の伸び率は6%
- プライベート・バンクおよびアセット・マネジメント全体で、純資金流入は780億ユーロ、運用資産の増加は1,240億ユーロ

健全な信用の質に伴い、通年ガイダンスに沿ったコスト削減を実現

- 利息以外の費用は、営業関連以外のコストが86%減少したことを反映して前年から10%減少し、207億ユーロ
- 調整済コストは、前年から1%減少し、203億ユーロ
- 信用損失引当金は7%減少し、17億ユーロ

2025年第4四半期の税引前利益は過去最高

- 税引前利益は、前年同四半期の583百万ユーロから増加し、20億ユーロ
- 純利益は、前年同四半期の337百万ユーロから増加し、16億ユーロ
- 収益は、前年同四半期から7%増加し、77億ユーロ
- 利息以外の費用は、営業関連以外のコストの大幅な減少を反映し、前年同四半期から15%減少し、53億ユーロ

チーフ・エグゼクティブ・オフィサーのクリスティアン・ゼーヴィングは、「2025年に達成した記録的な業績は、ドイツ銀行のグローバル・ハウスバンク・モデルの強さと、お客様に提供する価値を証明するものです」とコメントしました。「当行は2025年の財務目標をすべて達成し、2022年以降これまでに実行・提案した85億ユーロの資本分配により、株主への当初のコミットメントを上回る見込みです。これは、私たちの戦略の次なるフェーズに向けた、最も強固な基盤となります。当行は、長期目標である「欧州チャンピオン」の実現に向けて、グローバル・ハウスバンクとしての規模拡大と、収益のさらなる向上に尽力してまいります。」

ドイツ銀行（銘柄コード XETRA:DBGn.DB/NYSE:DB）は、本日、2025年度の税引前利益が前年比84%増の97億ユーロとなり、過去最高益を計上したと発表しました。収益は、前年比7%増加の321億ユーロとなり、2025年の目標（約320億ユーロ）を達成しました。利息以外の費用は、207億ユーロとなり、ガイダンス（予想）の約206億ユーロと概ね一致し、前年比で10%減少しました。この減少の主

な要因は営業関連以外のコストが86%減少したことであり、その大部分は2024年に計上された特定訴訟項目が（当期には）発生しなかったことを反映しています。

主要目標の達成

純利益は、2024年の業績の約2倍にあたる71億ユーロとなりました。当行の2025年通年の目標財務比率は、前年から大幅に改善し、当行の2025年の目標を達成しました。

- 2025年の**税引後平均有形株主資本利益率 (RoTE)¹**は、2024年の4.7%（特定訴訟項目を除く場合には7.1%）から上昇して10.3%となり、10%超という当行の2025年の目標を達成しました。税引後平均株主資本利益率 (RoE)¹は、前年の4.2%から上昇して9.3%となりました。
- **費用収益比率**は、2024年の76%（前述の特定訴訟項目を除く場合には71%）から改善して64%となり、65%未満という当行の目標を達成しました。

2025年第4四半期の税引前利益は2024年第4四半期と比較して3倍超の増加となる20億ユーロとなり、第4四半期としての過去最高益を記録しました。この進展は、収益が7%増加して77億ユーロとなったことに加え、主に前述の前年同四半期に計上された特定訴訟項目が再発しなかったことにより利息以外の費用が15%減少して53億ユーロとなったことを反映しています。

2025年第4四半期の純利益は、2024年第4四半期の337百万ユーロから増加し、16億ユーロとなりました。2025年第4四半期の税引後RoTE¹は、前年同四半期の0.7%から上昇して8.7%となった一方、税引後RoE¹は前年同四半期から0.6%上昇して7.8%となりました。2025年第4四半期の費用収益比率は、前年同四半期の86%から改善して69%となりました。

株主への追加の29億ユーロの資本分配を提案

経営陣は、2026年5月の年次株主総会において、2025年の配当を、2024年の1株当たり0.68ユーロから約50%増配して、1株当たり1.00ユーロ（19億ユーロ）とすることを提案する予定です。また、当行は、2025年における10億ユーロの追加の自社株の買戻しについて慣行上の承認をすでに取得しています。これらの施策を合わせると、株主への累積資本分配額はさらに29億ユーロ増加し、配当性向50%という当行のコミットメントと一致した2025年度の還元規模となります。

これにより、2021年から2025年の会計年度に関連し、2022年から2026年に支払われたまたは支払われる予定の累積資本分配額は85億ユーロに達し、当行の当初の目標である80億ユーロを上回るようになります。当行は、慣行上の承認を条件として、2026年下半期に追加の資本分配を行うことを目指しています。

チーフ・ファイナンシャル・オフィサーのジェームス・フォン・モルトケは、次のように付け加えました。「2025年はドイツ銀行にとって成果の年でした。グループ全体および全事業において、10%を超えるRoTE目標を達成しました。当行が掲げた野心的な目標どおりに、収益のモメンタムと事業成長を維持することができています。コスト管理を継続し、業務効率化によって生み出した資金をさらなる投資に充てつつ、コスト目標も達成しました。健全な資本管理により、自己資本比率の強化と株主還元の拡大を両立させています。これらすべての成果は、将来の目標達成に向けた力強い出発点となります。」

グローバル・ハウズバンク：2025年において全体にわたり堅調

ドイツ銀行の全4事業部門が2025年に2桁の利益成長、大幅な費用収益比率の向上を遂げ、税引後RoTE¹は10%超を達成しました。

コーポレート・バンク：税引前利益は、前年から 24%増加して 26 億ユーロ

- RoTE¹は 15.3% (2024 年：12.7%)、RoE¹は 14.1% (2024 年：11.9%)
- 費用収益比率は 62% (2024 年：67%)

インベストメント・バンク：税引前利益は、前年から 20%増加して 40 億ユーロ

- RoTE¹は 11.2% (2024 年：9.4%)、RoE¹は 10.8% (2024 年：9.1%)
- 費用収益比率は 58% (2024 年：63%)

プライベート・バンク：税引前利益は、前年から 95%増加して 23 億ユーロ

- RoTE¹は 10.5% (2024 年：5.1%)、RoE¹は 10.1% (2024 年：5.1%)
- 費用収益比率は 70% (2024 年：78%)

アセット・マネジメント：税引前利益は、前年から 55%増加して 983 百万ユーロ

- RoTE¹は 29.1% (2024 年：18.0%)、RoE¹は 12.9% (2024 年：8.0%)
- 費用収益比率は 59% (2024 年：69%)

グローバル・ハウスバンク戦略の加速化：すべての分野における施策の着実な実行が、次なる成長フェーズに向けた強固な基盤を構築

ドイツ銀行は、2025 年において、加速化を進めてきたグローバル・ハウスバンク戦略のすべての柱において目標に沿った成果を達成しました。

- **収益の伸び率**：2025 年の純収益は、約 320 億ユーロという当行の 2025 年の目標と一致し、前年比 7%増の 321 億ユーロとなりました。2021 年から 2025 年末にかけての複合年平均収益の伸び率は 6.0%となり、5.5%から 6.5%とする当行の目標範囲の中央値となりました。
- **業務効率**：ドイツ銀行は、計画どおり 2025 年末までに、25 億ユーロの業務効率化プログラムを完了しました。かかる施策には、ドイツにおける当行のプラットフォームの最適化、および特に顧客対応以外の業務における従業員削減が含まれます。
- **資本効率**：ドイツ銀行の資本効率化プログラムにより、リスク・ウェイトド・アセット (RWA) 削減効果は 2025 年末までに累計 310 億ユーロに達し、2025 年末までに 250 億ユーロから 300 億ユーロとする目標範囲の上限を超える水準となりました。これらの資本効率化は、2025 年末現在の CET1 資本比率が 2024 年末現在の 13.8%から 14.2%へ上昇することに寄与しました。

2025 年 11 月、ドイツ銀行は、2026 年から 2028 年に向けた戦略「**グローバル・ハウスバンクとしての規模拡大**」および財務・資本目標を発表しました。当行は、焦点を絞った成長、厳格な資本管理および規模拡大が容易なオペレーティング・モデルを通じた価値創出の加速化を目指し、2028 年において税引後 RoTE を 13%超、費用収益比率を 60%未満とすることを目標としています。当行はまた、2026 年より配当性向を 50%から 60%に引き上げることを計画しており、さらに CET1 資本比率が目標範囲である 13.5%から 14.0%を持続的に上回る場合には、余剰資本を活用および分配する方針です。

ドイツ銀行の長期目標は、主要セグメントにおけるリーダーシップ、市場をリードするリターン、深化し拡大したグローバルなプレゼンスおよびネットワーク、ならびに AI を活用したイノベーション重視の組織により、欧州チャンピオンになることです。当行の「**グローバル・ハウスバンクとしての規模拡大**」戦略および 2026 年から 2028 年の目標の詳細については、<https://investor-relations.db.com/reports-and-events/other-presentations-and-events#tab-container-1-investor-deep-dive-2025-2> をご参照ください。

2025 年通年の事業成長および取引高の増加は目標と一致

2025 年通年の**純収益**は、前年比 7%増の 321 億ユーロとなりました。これには前年比 5%増の 109 億ユーロの純手数料およびフィー収益が含まれます。また、主要な銀行業務セグメントの純利息収益は、預金高の伸びを反映して、2%増加して 137 億ユーロとなり、引き続き堅調でした。

プライベート・バンクおよびアセット・マネジメントの**運用資産**は 2025 年通年において、780 億ユーロの純資金流入を含め、1,240 億ユーロ増加しました。これは当該事業の将来的な収益成長を牽引するものと期待されます。

2025 年第 4 四半期の純収益は、前年同四半期比 7%増の 77 億ユーロとなり、第 4 四半期としては 2014 年以来最高の収益を達成しました。

当行の各事業部門の収益の業績

コーポレート・バンク：

- **2025 年通年の純収益**は、前年比 1%減の 74 億ユーロとなりました。かかる減少は、主として為替レートの変動および純利息収益の減少によるものでしたが、純手数料およびフィー収益の 5%の増加により一部相殺されました。預金マージンの縮小は、2025 年中に 170 億ユーロ (5%) 増加して 3,290 億ユーロとなった預金ボリュームの成長によって一部補われました。コーポレート・トレジャリー・サービスの収益は前年から 1%増加して 42 億ユーロ、機関投資家向けサービスの収益は 2%減少して 19 億ユーロ、およびビジネス・バンキングの収益は 7%減少して 13 億ユーロとなりました。
- **2025 年第 4 四半期の純収益**は、前年同四半期から 2%減少して 18 億ユーロとなりました。預金マージンの正常化、および為替レートの逆風による影響は、金利ヘッジ、2025 年第 4 四半期中の 250 億ユーロの預金増加（特に普通預金の強力な伸び）ならびに純手数料およびフィー収益が前年同四半期から 4%増加したことにより、一部相殺されました。コーポレート・トレジャリー・サービスの収益は、前年同四半期からほぼ横ばいの 10 億ユーロでしたが、機関投資家向けサービスの収益は、5%減少して 455 百万ユーロとなり、ビジネス・バンキングの収益は、4%減少して 318 百万ユーロとなりました。

インベストメント・バンク：

- **2025 年通年の純収益**は、前年比 9%増の 115 億ユーロとなりました。債券および為替 (FIC) の収益は 13%増加して 96 億ユーロ (FIC 市場は 13%増加し、FIC の資金調達業務における収益は 12%増加) となりました。インベストメント・バンキングおよび資本市場の収益は、6%減少して 19 億ユーロでしたが、年初のレバレッジド・デット・キャピタル・マーケットのエクスポーチャーの時価評価損を調整した場合にはほぼ横ばいでした。債券オリジネーションの収益は、14%減少して 11 億ユーロとなりました。これは、株式オリジネーションにおける 21%増の 225 百万ユーロ、およびアドバイザー収益の 1%増の 536 百万ユーロによる成長分を打ち消す結果となりました。
- **2025 年第 4 四半期の純収益**は、前年同四半期から 5%増加して 25 億ユーロとなりました。FIC の収益は、ボラティリティの低下にもかかわらず、6%増加して第 4 四半期として過去最高の 20 億ユーロとなりました。FIC 市場の収益は、主に外国為替およびエマージング・マーケットの成長に牽引され、7%増の 11 億ユーロとなりました。FIC の資金調達業務における収益は、2025 年を通じた継続的なモメンタム、および重点的なバランスシートの活用を反映し、6%増の 881 百万ユーロとなりました。インベストメント・バンキングおよび資本市場の収益は、非常に好調だった前年同四半期と比較して、アドバイザーの収益が 9%減少したことにより一部起因し、4%減少して 495 百万ユーロとなりました。債券オリジネーションの収益の 6%の減少は、株式オリジネーションの 23%の成長をほぼ相殺しました。

プライベート・バンク：

- **2025年通年の純収益**は、前年から3%増加して97億ユーロとなりました。純利息収益は7%増の62億ユーロとなり、純手数料およびフィー収益は1%増加して30億ユーロとなりました。パーソナル・バンキングの収益は、前年から1%増の53億ユーロとなりました。預金収益および投資商品の成長が、貸出金収益の減少を相殺しましたが、モーゲージ業務の一部を最適化し、付加価値分野に一層注力するという戦略的決定を反映しています。ウェルス・マネジメントの収益は主に投資商品収益、および預金の成長により6%増の44億ユーロとなった一方、貸出金はほぼ横ばいでした。**運用資産**は、270億ユーロの純資金流入に一部支えられ、2024年末比で510億ユーロ増加して、6,850億ユーロでした。
- **2025年第4四半期の純収益**は、前年同四半期から3%増の24億ユーロとなりました。パーソナル・バンキングの収益は、前年同四半期比で1%減少し14億ユーロとなりました。ウェルス・マネジメントの収益は、前年同四半期比で10%増加して11億ユーロとなりましたが、これは主に預金収益および投資商品収益の成長により牽引されたもので、一方で前年同四半期である2024年第4四半期は特定のヘッジ費用の影響を受けていました。**運用資産**は、20億ユーロの純資金流入を含め、さらに100億ユーロ増加しました。

アセット・マネジメント：

- **2025年通年の純収益**は、前年から16%増加して31億ユーロとなり、2018年におけるDWSの新規株式公開以来、年間で最高となりました。マネジメント・フィーは、5%増加して26億ユーロとなりました。運用報酬および取引手数料は、オルタナティブ・インフラストラクチャーからの運用報酬の認識を反映して2倍超となり、318百万ユーロとなりました。その他の収益は、保証商品の有利な評価により、前年の23百万ユーロから増加し、162百万ユーロとなりました。運用資産は、主に510億ユーロの純資金流入に支えられ、2024年末比で730億ユーロ増加し、1兆850億ユーロとなりました。
- **2025年第4四半期における純収益**は、前年同四半期から25%増加し、888百万ユーロとなりました。マネジメント・フィーは、主にパッシブ商品の平均運用資産の増加を反映して、前年同四半期比で4%増の674百万ユーロとなりました。運用報酬および取引手数料は、マルチアセット資金からの好調な運用報酬が継続したこと、およびインフラ投資の運用報酬の増加を反映して、173百万ユーロと大幅に増加しました。その他の収益は、前述の要因により、大幅に増加して41百万ユーロとなりました。2025年第4四半期の運用資産は、市場のパフォーマンスおよび100億ユーロの純資金流入により、300億ユーロ増加しました。

利息以外の費用：ガイダンスどおりに前年比で減少

2025年通年の**利息以外の費用**は、前年から10%減少し、206.6億ユーロとなり、当行の通年予測である約206億ユーロと一致しました。

- 営業関連以外の項目を除く**調整済コスト**は、前年比1%減の203億ユーロとなり、コストガイダンスと一致しました。当行の業績を反映した変動報酬費用は増加したものの、IT、専門的サービスおよびその他の経費の削減により相殺されました。
- **営業関連以外のコスト**は、2024年通年の26億ユーロから86%減少し、362百万ユーロとなりました。この減少は、主に2024年通年の特定訴訟項目に関する訴訟費用が大幅に減少したことによるものです。

2025年第4四半期の利息以外の費用は、前年同四半期から15%減少して53億ユーロとなりました。

- **調整済コスト**は、前年同四半期から3%減少して51億ユーロとなり、コストガイダンスと一致しました。
- **営業関連以外のコスト**は、特定訴訟項目の大幅な減少ならびに再編および退職費用の減少の両方を反映して、前年同四半期の945百万ユーロから減少して168百万ユーロとなりました。

ドイツ銀行は、2026年第1四半期より調整済コスト、および営業関連以外のコストの個別報告を廃止する予定です。

2025年末現在、**従業員**（常勤相当）は、89,879名となり、2024年末現在と比較し実質的に横ばいとなりました。2025年第4四半期においては、従業員（常勤相当）は、451名減少しました。これは、2025年第4四半期における離職者が新規採用および外部スタッフの内部雇用による増加分を上回ったことによるものです。

信用の質：2025年通年の引当金は7%減少

信用損失引当金は、2024年通年の18億ユーロ（貸出平均残高の38ベースポイント）から7%減少し、17億ユーロ（貸出平均残高の36ベースポイント）となりました。

2025年第4四半期の信用損失引当金は、2025年第3四半期から5%減少、また前年同四半期の420百万ユーロから6%減少し、395百万ユーロ（貸出平均残高の33ベースポイント）となりました。

不良債権（ステージ3）に対する引当金は、532百万ユーロとなり、2025年第3四半期の357百万ユーロ、および前年同四半期の415百万ユーロから増加しました。前四半期比でのステージ3の進展は、コーポレート・バンクにおける引当金が過去数四半期よりも高水準であったこと、インベストメント・バンクの商業用不動産セクターにおける個別案件（シングル・ネーム）への引当金、および2025年第3四半期にプラスの影響を与えたモデル改定後のプライベート・バンクの引当金の増加を反映していません。

ステージ3に対する引当金の増加は、正常（ステージ1および2）債権に対する、137百万ユーロの引当金の戻入れにより一部相殺されました。当該戻入れは、2025年初頭と比較してマクロ経済の見通しが改善し、ポートフォリオのプラスの効果を反映していますが、オーバーレイ（モデル外の追加引き当て）の増加により一部相殺されました。

強固な資本創出が29億ユーロの追加分配を後押し

2025年末現在の**普通株式等 Tier1 (CET1) 資本比率**は、2024年末現在の13.8%から上昇し、14.2%となりました。収益性の増加によるオーガニックな自己資本の創出が、2025年通年の資本分配およびクーポンの支払いの増加、規制上の影響ならびに事業成長による、複合的な影響を相殺しました。

2025年度中に、当行は2024年比50%増配となる23億ユーロの資本分配を実施しました。これには、1株当たり0.68ユーロ（総額で13億ユーロ）での2024年度の配当および、10億ユーロの自社株の買戻しが含まれ、2022年以降支払われた累積分配額は56億ユーロとなります。

ドイツ銀行は、前述のとおり、本日までに2026年における29億ユーロの追加的な資本分配を提案しています。これにより、2021年から2025年の会計年度に関連し、2022年から2026年にかけて支払済み、または支払予定の累計分配額は、85億ユーロとなり、当行の当初の目標である80億ユーロを上回ることであります。当行は、慣行上の承認を条件として、2026年下半期にも追加の資本分配を実施することを目指しています。

2025年第4四半期の当行のCET1比率における14.5%から14.2%への**推移**は、主に予想されていた規制上の影響を反映したものです。これには、2025年末における未実現損益である「OCI フィルター」（自己資本要求規則（CRR）第468条の経過措置）の適用終了や、2025年6月に公表された欧州銀行監督局（EBA）の改訂版ガイダンスに沿った、オペレーショナル・リスクRWA計算の年次更新が含まれます。また、2025年第4四半期における推移は、マーケット・リスクの水準の正常化、および信用リスクRWAの増加も反映されています。当該影響は、強力な自己資本の創出、および2025年第4四半期に実施された証券化取引により一部相殺されました。かかる取引により、当行の資本効率化プログラムに関連するRWA削減効率は310億ユーロに達し、2025年末までの目標範囲である250億ユーロから300億ユーロを上回りました。

2025年第4四半期の**レバレッジ比率**は、2025年第3四半期から横ばいの4.6%となりました。これは、前述の未実現損益に対する資本フィルターの適用終了を反映したものです。年末の現金残高の増加、および証券金融取引の増加に牽引され、レバレッジ・エクスポージャーが上昇しましたが、2025年第4四半期におけるAT1証券の発行を含むAT1資本証券の増加により相殺されました。

流動性および資金調達の強靱性

流動性カバレッジ比率は144%となり、規制要件である100%を上回り、余剰額は800億ユーロとなりました。安定調達比率は119%となり、当行の目標範囲である115%から120%の範囲内にあり、必要水準を1,060億ユーロ上回る余剰を確保していることを示しています。

2025年末現在の**預金残高**は、2024年末比で260億ユーロ増加して6,920億ユーロとなりました。これには、コーポレート・バンク（特にコーポレート・キャッシュ・マネジメント事業）およびプライベート・バンクにおける事業基盤の強みを反映した、2025年第4四半期における290億ユーロの増加が含まれています。

サステナブル・ファイナンス：非常に好調な2025年第4四半期を経て、2020年以降の取引高²が4,710億ユーロに到達

2025年第4四半期のサステナブル・ファイナンス、およびESG投資の取引高（DWSを除きます。）²は310億ユーロとなり、当行がこれらの取引高の追跡を開始した2020年以降2番目に高い四半期となりました。これにより2025年の合計は980億ユーロとなり、2021年以降最高の年間取引高となりました。また、2020年1月1日以降の累積取引高は合計4,710億ユーロとなりました。

2025年第4四半期におけるドイツ銀行の各事業部門は、以下のとおり貢献しました。

- コーポレート・バンク：サステナブル・ファイナンスの取引高は70億ユーロとなり、2020年1月1日以降のコーポレート・バンクの累積取引高を910億ユーロに引き上げました。
- インベストメント・バンク：200億ユーロのサステナブル・ファイナンス、サステナブル関連資本市場発行、およびマーケット・メイキングにより、2020年1月1日以降の累積取引高は2,910億ユーロとなりました。
- プライベート・バンク：運用中のESG資産および新規顧客向け融資で40億ユーロの成長を達成し、2020年1月1日以降の累積取引高は800億ユーロとなりました。

2025年11月、ドイツ銀行は2020年から2030年末までの期間における累積9,000億ユーロのサステナブル・アンド・トランジション・ファイナンスの新たな目標を発表しました。この目標は、当行の2020年1月1日以降のサステナブル・ファイナンスおよびESG投資の取引高を含み、世界的な変革の中で顧客にとって信頼できるパートナーとしてのドイツ銀行の役割を強化します。当行はさらに2027年末までに300件の自然関係の取引を促進するという目標も設定しました。

ドイツ銀行はグローバル環境情報開示プラットフォームである CDP で初めて A リスト入りを達成しました。ドイツ銀行は、CDP が世界中の全セクターにおいて評価した企業の上位 4%に含まれています。

2025 年第 4 四半期における主な取引は、以下のとおりです。

- チャイナ・ウォーター・アフエアーズ・グループ・リミテッドによる 150 百万米ドルの 5 年債ブルーボンドの共同グローバル・コーディネーターを務めました。取得資金調達額に相当する額が、同社のグリーン・アンド・ブルー・フレームワークのもと、安全な水、または衛生設備といった適格プロジェクトの融資または借換えに充てられます。
- インテリハブ・グループに対し、認証グリーン・ローンにおける 30 億豪ドルの借換えおよび増枠を実施しました。これは、2025 年最大の CBI2 グリーン・ローン認証でした。この資金調達は、オーストラリアおよびニュージーランドにおけるスマートメーターおよびエネルギー機器の大規模な導入を支援し、インテリハブが 2030 年までに現在 3 百万世帯超である対象世帯数を 2 倍超に拡大することを可能にします。
- ドイツ・フリックストレインによる 30 編成の高速かつ、省エネルギー型の電気列車車両の資金調達をするシニア・クレジット・ファシリティにおける共同リード・アレンジャーを務めました。これは環境に優しい交通機関に対する需要増加に一致し、2032 年までに排出強度 (gCO2e/pkm) を最大 41%削減するといったフリックスの目標を支援しています。

グループ業績概要

特記表示がない限り 単位: 百万ユーロ	2025 年 12 月 31 日に 終了した 3 カ月間	2024 年 12 月 31 日に 終了した 3 カ月間	変動額	増減 (%)	2025 年 12 月 31 日に 終了した 12 カ月間	2024 年 12 月 31 日に 終了した 12 カ月間	変動額	増減 (%)
純収益合計:	7,726	7,224	502	7	32,096	30,092	2,003	7
内:								
コーポレート・バンク	1,822	1,864	(43)	(2)	7,400	7,506	(106)	(1)
インベストメント・バンク	2,514	2,389	125	5	11,541	10,557	984	9
プライベート・バンク	2,440	2,359	81	3	9,665	9,386	279	3
アセット・マネジメント	888	709	179	25	3,077	2,649	427	16
コーポレートおよびその他	62	(98)	161	N/M	413	(6)	419	N/M
信用損失引当金	395	420	(25)	(6)	1,707	1,830	(123)	(7)
利息以外の費用	5,304	6,221	(917)	(15)	20,658	22,971	(2,313)	(10)
税引前利益(損失)	2,027	583	1,444	N/M	9,731	5,291	4,439	84
利益(損失)	1,574	337	1,237	N/M	7,139	3,505	3,634	104
ドイツ銀行株主に帰属する 利益(損失)	1,298	106	1,192	N/M	6,122	2,698	3,424	127
普通株式等 Tier1 資本比率 ³	14.2%	13.8%	0.4ppt	N/M	14.2%	13.8%	0.4ppt	N/M
レバレッジ比率 ³	4.6%	4.6%	(0.0)ppt	N/M	4.6%	4.6%	(0.0)ppt	N/M

N/M: 意味のある比較不能

過去年のセグメント情報は、現在のセグメント区分に合わせて表示されています。

1 本項目およびその他の GAAP 以外の財務的測定尺度の詳細については、以下の「GAAP 以外の財務的測定尺度の使用について」および 2025 年第 4 四半期補足財務データ (英文) の 15 頁から 22 頁をご参照ください。

2 累積 ESG 取引高には、コーポレート・バンク、インベストメント・バンク、プライベート・バンクならびにコーポレートおよびその他における、2020 年 1 月 1 日から当四半期末までのサステナブル・ファイナンス (フロー) および ESG 投資 (ストック) が含まれています。対象となる商品には、資本市場における発行 (ブックランナーを務めた分のみ)、マーケット・メイキング活動 (適格在庫債券の年間平均取引高)、サステナブル・ファイナンス、当四半期末現在の運用資産および当四半期末現在の年金制度資産 (総資産) が含まれます。累積取引高および目標には、DWS により別個に報告される、DWS の ESG 運用資産は含まれません。

3 期末現在

ESG 分類

当行は、サステナブル関連ファイナンスおよび ESG 投資の取引を「Sustainable Finance Framework (サステナブル・ファイナンスのフレームワーク)」(英文) および「Deutsche Bank ESG Investments Framework (ドイツ銀行の ESG 投資のフレームワーク)」(英文) (<https://investor-relations.db.com> から入手可能です。) において定義しました。当行の目標における累積の定義に鑑みて、フレームワークに照らした検証が報告する四半期末までに完了できない場合には、取引高は翌四半期以降において検証が完了次第報告されます。アセット・マネジメントにおける DWS の ESG 商品分類の詳細については、DWS の 2024 年の年次報告書(英文)の「Summarised Management Report - Sustainability Statement - General Information - Sustainability in Our Product Suite and Investment Approach (マネジメント・レポートの要約 - サステナビリティ・ステートメント - 概要 - 当社の商品および投資アプローチにおける持続可能性)」をご参照ください。

本リリース記載の数字はすべて暫定的かつ未監査です。ドイツ銀行は、2026 年 3 月 12 日に、2025 年の年次報告書および Form 20-F を公表する予定です。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は、個人顧客、中小企業、事業法人、各国政府および機関投資家に対し、リテール・バンキング、プライベート・バンキング、コーポレート・バンキング、トランザクション・バンキング、融資、資産運用の商品およびサービスならびに焦点を絞った投資銀行業務を提供しています。ドイツ銀行は、欧州に深く根ざしつつグローバル・ネットワークを有するドイツ有数の銀行です。

将来の事象に関する記述

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、当行の考えおよび予想ならびにその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行の経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。したがって、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当行はこれらの記述に関して、新しい情報または将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。したがって、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。

これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当行が収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当行の経営戦略の実施、当行のリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性ならびに米国証券取引委員会 (SEC) への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SEC に提出した当行の 2025 年 3 月 13 日付 Form 20-F の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該文書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

会計の基準

上記の当行の業績は、国際会計基準審議会 (IASB) により発行され、欧州連合 (EU) が支持している国際財務報告基準 (IFRS) に準拠して作成されています。これには、2020 年以降、満期到来前の預金に対するポートフォリオ公正価値ヘッジ会計および期限前弁済条項付固定金利モーゲージの適用(以下「EU カーブアウト」といいます。)が含まれます。EU カーブアウトに基づく公正価値ヘッジ会計は、各テナーのプールにおける金利のプラス・マイナス両方の動きに対する会計エクスポージャーを最小限に抑えることで、トレジャリーの活動により報告される収益のボラティリティを削減するために用いられます。

2025 年 12 月 31 日に終了した 3 カ月間について、EU カーブアウトの適用は、当行の税引前利益に 463 百万ユーロ、利益に 308 百万ユーロのプラスの影響をもたらしました。2024 年 12 月 31 日に終了した 3 カ月間について、EU カーブアウトの適用は、当行の税引前利益に 127 百万ユーロ、利益に 60 百万ユーロのマイナスの影響をもたらしました。2025 年通年について、EU カーブアウトの適用は、当行の税引前利益に 662 百万ユーロ、利益に 325 百万ユーロのプラスの影響をもたらしました。2024 年通年について、EU カーブアウトの適用は、当行の税引前利益に 14 億ユーロ、利益に 976 百万ユーロのマイナスの影響をもたらしました。当行グループの規制自己資本およびその比率についても、EU カーブアウトを伴う IAS 第 39 号を用いて報告しています。2024 年 12 月 31 日現在については、EU カーブアウトの適用は、CET1 資本比率に約 68 ベーシスポイントのマイナスの影響をもたらしたのに対し、2025 年 12 月 31 日現在については、約 60 ベーシスポイントのマイナスの影響をもたらしました。いずれの期においても、EU カーブアウトの正味の影響は、ヘッジ対象のポジションの時価評価の変動およびヘッジ手段によって、プラスにもマイナスにもなる可能性があります。

GAAP 以外の財務的測定尺度の使用について

本リリース、および当行が発行しているまたは発行する可能性があるその他の書面には、GAAP 以外の財務的測定尺度が含まれています。GAAP 以外の財務的測定尺度とは、当行の過去もしくは将来の経営成績、財政状態またはキャッシュ・フローの尺度で、当行の財務諸表において IFRS に従って計算および表示された最も直接的に比較可能な尺度から、場合により、これに含められている（または除外されている）金額を除外する（または含める）調整を行うものです。当行の GAAP 以外の財務的測定尺度およびこれと最も直接的に比較可能な IFRS の財務的測定尺度の例は、以下をご参照ください。

GAAP以外の財務的測定尺度	最も直接的に比較可能なIFRSの財務的測定尺度
営業関連以外のコスト控除前の税引前利益（損失）、特定訴訟項目を除く税引前利益（損失）	税引前利益（損失）
ドイツ銀行株主に帰属する利益（損失）、ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する利益（損失）、特定訴訟項目を除く利益（損失）、特定訴訟項目を除くドイツ銀行株主に帰属する利益（損失）	利益（損失）
主要な銀行業務セグメントの純利息収益	純利息収益
通貨換算の影響を調整したベースでの収益	純収益
調整済コスト、通貨換算の影響を調整したベースでのコスト、営業関連以外のコスト、特定訴訟項目	利息以外の費用
特定訴訟項目を除く費用収益比率	利息以外の費用に基づく費用収益比率
純資産（調整済）	資産合計
有形株主資本、平均有形株主資本、有形帳簿価額、平均有形帳簿価額	株主資本合計（帳簿価額）
税引後平均株主資本利益率（AT1証券のクーポン控除後のドイツ銀行株主に帰属する利益（損失）に基づく）、税引後平均有形株主資本利益率（AT1証券のクーポン控除後のドイツ銀行株主に帰属する利益（損失）に基づく）、特定訴訟項目を除く税引後平均株主資本利益率、特定訴訟項目を除く税引後平均有形株主資本利益率	税引後平均株主資本利益率
基本的流通株式1株当たり有形純資産、基本的流通株式1株当たり資産	流通株式1株当たり資産

通貨換算の影響を調整したベースでの収益およびコストは、ユーロ以外の通貨建てで発生または被った過去の会計期間の収益およびコストを、当該会計期間における外国為替レートによりユーロに換算することで計算します。これらの調整済の数値およびそれに基づく過去の会計期間との比較によるパーセンテージの変化は、基礎となる取引高の状況についての情報を提供することを意図しています。

調整済コストは、IFRS に基づく利息以外の費用から、(i) のれんおよびその他の無形資産の減損、(ii) 正味の訴訟費用ならびに (iii) 再編および退職費用 (併せて**営業関連以外のコスト**と総称します。) を控除して計算されます。

特定訴訟項目は、当行のポストバンク買収訴訟に係る引当金、当行のルスキムアライアンス (RCA) 補填資産の戻入れおよび当行のポーランドの FX モーゲージに係る引当金に関連する費用です。

ドイツ銀行、マリー＝ジャンヌ・デヴェルダンおよびステファン・フープスを取締役に任命、ファブリツィオ・カンペリをプレジデントに任命、クラウディオ・デ・サンクティス、およびアレクサンダー・フォン・ツァ・ミュレーンの契約を延長

ドイツ銀行（銘柄コード XETRA:DBKGn.DE/NYSE:DB）は、当行のグローバル・ハウスバンク拡大戦略を遂行する取締役会、およびグループ・マネジメント・コミッティーの変更を決定しました。

ドイツ銀行のアセット・マネージャーである DWS の CEO、ステファン・フープスは、5月1日付で、当行取締役会のメンバーに任命されます。これまで取締役会においてアセット・マネジメントの代表を務めてきたジェームス・フォン・モルトケは以前に発表されたとおり、2026年6月末の契約満了をもって当行を退職する予定です。フープスを当行の取締役会のメンバーに任命したことは、今後数年にわたる当行の重点的な成長戦略におけるアセット・マネジメントの重要性を反映するものです。DWS はドイツ銀行の本拠地であるドイツ市場において確固たる地位を築いており、同社の『欧州へのゲートウェイ戦略』は、欧州からの進出、および欧州への進出の両方において顧客のビジネスを支援するという、当行グループの優先事項と一致しています。また新体制により、アセット・マネジメントとドイツ銀行の他の事業部門との緊密な連携がさらに促進されます。なお、フープスは引き続き DWS の CEO を務め、DWS は今後も独立した上場会社として、独自の経営陣、戦略およびガバナンス態勢を維持します。

マリー＝ジャンヌ・デヴェルダンは、5月1日付でチーフ・テクノロジー、データ、イノベーション・オフィサーとして取締役役に任命されました。デヴェルダンは、6月末の契約満了をもって退職するベルント・ロイケルの後任となります。デヴェルダンはドイツ銀行に16年間在籍し、直近ではコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクのチーフ・オペレーティング・オフィサーを務めるなど、様々なビジネスおよびマネジメントの両面で、数々の要職を歴任してきました。テクノロジーのビジネス・プロセスへの導入、管理態勢の強化および拡張性のあるオペレーティング・モデルの推進において確かな実績を有するデヴェルダンは、当行のテクノロジー変革の継続を推進するうえで重要な役割を担ってまいります。同氏は、進化するビジネスの優先事項にテクノロジーを適応させるとともに当行の AI 導入を加速させることで、焦点を絞った成長および業務の効率化を実現します。

当行の戦略的意思決定の中心にセキュリティ、強靱性および規制上の整合性を据えるという当行のコミットメントを反映して、ドイツ銀行のグループ・チーフ・セキュリティ・オフィサーであるブレント・フィリップスがグループ・マネジメント・コミッティー (GMC) に加わります。フィリップスは2021年に入行して以来、サイバーおよび物理的脅威の検知および防止能力を大幅に向上させると同時に、リスク意識の浸透にも努めてきました。

監査役会会長であるアレキサンダー・ワイナンツは、次のようにコメントしています。「本日の決定により、当行の経営体制は戦略的優先事項とより一層密接に連動することになります。私たちは、グローバル・ハウスバンク・モデルの柱の一つとして、アセット・マネジメントの重要性を改めて認識しています。ステファン・フープスは、過去数年にわたり DWS で優れた実績を上げており、今後は当行のアセット・マネジメントを他の事業とさらに緊密に連携させていく予定です。また当行は、顧客と対面するビジネスとテクノロジーとの連携も強化しています。ビジネス面での豊富な経験とプロセスの専門知識を持つマリー＝ジャンヌ・デヴェルダンは、ビジネスに焦点を当てたイノベーションを加速させ、全部門における顧客が体験する利便性とサービスの質を大幅に向上させるために最適な人材です。」

ワイナンツはまた、続けて次のように述べています。「監査役会は、ベルント・ロイケルの7年間にわたる取締役会への多大なる貢献に心から感謝しています。彼は、ドイツ銀行のテクノロジー環境の安定化、管理態勢の強化および近代化の推進において極めて重要な役割を果たしてきました。主要な

アプリケーションのクラウド移行や、エンジニアリング文化を推進することで、ベルント・ロイケルは当行が AI を活用するための重要な基盤を築きました。」

さらに、監査役会は、当行の現プレジデントであるジェームス・フォン・モルトケの任期満了に伴い、7月1日付でファブリツィオ・カンペリをプレジデントに任命することを決定しました。カンペリは、現在務めているコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンク統括責任者、ならびに米州・英国・アイルランド地域担当の取締役会メンバーとしての職務も継続します。

昨年末にプライベート・バンク統括責任者であるクラウディオ・デ・サンクティスの契約延長に続き、監査役会は、取締役会メンバー、アジア太平洋、中東およびアフリカ、欧州ならびにドイツ地域 CEO であるアレクサンダー・フォン・ツァ・ミュレンとの契約も延長しました。両氏の契約期間はいずれも 2029 年までとなっています。

ワイナンツは、続けて「ファブリツィオ・カンペリは、コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンク統括責任者として、過去数年にわたり事業の成長、価値の創出、および部門横断的な連携を成功に導いてきました。ファブリツィオはプレジデントとしての職責を担うにふさわしい豊富な経験を持っています。クラウディオ・デ・サンクティスおよびアレクサンダー・フォン・ツァ・ミュレンの契約を延長したことは、彼らが担当する事業、および地域がドイツ銀行にとっていかに重要であるかを強調しています。クラウディオは、プライベート・バンクの収益性を大幅に改善し、ドイツでのパーソナル・バンキング事業の再建を成功させたほか、グローバルなウェルス・マネジメント事業の拡大を推進しました。一方でアレックスは、国内市場における当行の主導的な地位を活用し、欧州とアジアおよび中東の重要な成長地域の間で顧客と投資家を結び付けることに大きく貢献しました。」とコメントしました。

チーフ・エグゼクティブ・オフィサーのクリスティアン・ゼーヴィングは、次のように付け加えました。「この度の一連の任命および任期延長により、当行の経営体制は、次なる成長フェーズへと進化を遂げるための極めて強固な基盤を整えました。私たちは、AI を含めたテクノロジーの導入を私たちの事業全体において一層加速させることで、重点分野における成長およびさらなる効率化を目指し続けています。」

例年どおり、これらの人事は規制当局による承認を条件としています。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は、個人顧客、中小企業、事業法人、各国政府および機関投資家に対し、リテール・バンキング、プライベート・バンキング、コーポレート・バンキング、トランザクション・バンキング、融資、資産運用の商品およびサービスならびに焦点を絞った投資銀行業務を提供しています。ドイツ銀行は、欧州に深く根ざしつつグローバル・ネットワークを有するドイツ有数の銀行です。

将来の事象に関する記述

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、当行の考えおよび予想ならびにその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行の経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。したがって、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当行はこれらの記述に関して、新しい情報または将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。したがって、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。

これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当行が収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当行の経営戦略の実施、当行のリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性ならびに米国証券取引委員会 (SEC) への情報開示に関連するリスク等が含まれます。

このような要因については、SECに提出した当行の2026年3月12日付Form 20-Fの「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該文書の写しは、請求により、または投資家向けウェブサイト (<https://investor-relations.db.com/>) で入手可能です。

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

ドイツ銀行は、フランクフルト・アム・マイン（ドイツ）に本店を置くドイツ最大の銀行であり、2024年12月31日現在の総資産規模が1兆3,870億ユーロで、世界最大の金融機関の一つである。2024年末現在、当行内部の従業員数は常勤相当で89,753名であり、56ヶ国において1,307支店（このうち67%がドイツ国内）を運営している。

2. 主要な経営指標等の推移

（便宜上記載されている日本円金額は、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1.00ユーロ＝163.57円）により計算されている。）

(a) ドイツ銀行グループ（連結ベース）（注1）

（特に表示がない限り単位：百万ユーロ（億円））

年 度	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
信用損失引当金控除後の純利息収益	9,734 (15,922)	10,640 (17,404)	12,425 (20,324)	12,097 (19,787)	11,235 (18,377)
利息以外の収益合計	12,503 (20,451)	14,255 (23,317)	13,560 (22,180)	15,277 (24,989)	17,027 (27,851)
純収益合計（注2）	22,237 (36,373)	25,410 (41,563)	27,210 (44,507)	28,879 (47,237)	30,092 (49,221)
税引前利益（損失）	1,021 (1,670)	3,390 (5,545)	5,594 (9,150)	5,678 (9,288)	5,291 (8,654)
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する純利益（損失）	495 (810)	2,365 (3,868)	5,525 (9,037)	4,772 (7,806)	3,366 (5,506)
包括利益（損失）合計（税引後）	-762 (-1,246)	3,844 (6,288)	5,392 (8,820)	4,255 (6,960)	4,236 (6,929)
普通株式	5,291 (8,654)	5,291 (8,654)	5,291 (8,654)	5,223 (8,543)	5,106 (8,352)
株主持分合計	54,786 (89,613)	58,027 (94,915)	61,959 (101,346)	64,486 (105,480)	66,276 (108,408)
資産合計	1,325,259 (2,167,726)	1,323,993 (2,165,655)	1,336,788 (2,186,584)	1,312,331 (2,146,580)	1,387,177 (2,269,005)
普通株式等Tier1資本比率（CRR/CRD4適用ベース）（%）（注3）	13.6	13.2	13.4	13.7	13.8
Tier1自己資本率（CRR/CRD4適用ベース）（%）（注3）	15.7	15.7	15.7	16.1	17.0
基本的流通株式1株当たり純資産（ユーロ（円））	26.04 (4,259)	27.62 (4,518)	29.74 (4,865)	31.64 (5,175)	33.41 (5,465)
基本的1株当たり利益（損失）（ユーロ（円））（注4）	0.07 (11)	0.96 (157)	2.42 (396)	2.07 (339)	1.40 (229)
希薄化後1株当たり利益（損失）（ユーロ（円））（注5）	0.07 (11)	0.93 (152)	2.37 (388)	2.03 (332)	1.37 (224)
営業活動によるキャッシュ・フロー	30,736 (50,275)	-2,952 (-4,829)	-2,113 (-3,456)	5,606 (9,170)	-28,584 (-46,755)
投資活動によるキャッシュ・フロー	-1,892 (-3,095)	23,595 (38,594)	-17,175 (-28,093)	-2,576 (-4,214)	-6,781 (-11,092)
財務活動によるキャッシュ・フロー	-311 (-509)	1,630 (2,666)	614 (1,004)	-2,852 (-4,665)	-646 (-1,057)
現金および現金同等物の期末残高	156,328 (255,706)	179,946 (294,338)	165,626 (270,914)	163,768 (267,875)	130,666 (213,730)
従業員数（常勤相当）（人）	84,659	82,969	84,930	90,130	89,753

- (注1) 連結財務諸表は、IFRSに基づき開示されている。
- (注2) 2020年12月31日に終了した年度において、「純収益合計」は信用損失引当金控除後を意味している。2021年12月31日に終了した年度、2022年12月31日に終了した年度、2023年12月31日に終了した年度および2024年12月31日に終了した年度においては、「純収益合計」は信用損失引当金控除前の純利息収益に利息以外の収益を加えた額を意味している。
- (注3) CRR/CRD 4 フレームワークの暫定適用ベースに基づいている。自己資本比率は、対象となる資本とリスク・ウェイト・アセットとの関連を示している。
- (注4) 各年度の基本的1株当たり利益（損失）は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益を普通株式の平均流通株式数で除して計算されている。利益（損失）は、2024年4月、2023年5月、2022年5月、2021年4月および2020年4月にその他Tier 1 資本証券のクーポンとしてそれぞれ支払われた574百万ユーロ、498百万ユーロ、479百万ユーロ、363百万ユーロおよび349百万ユーロ（税引前）によって調整されている。
- (注5) 各年度の希薄化後1株当たり利益（損失）は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益を普通株式の平均流通株式数（いずれも想定される株式転換後の数値）で除して計算されている。利益（損失）は、2024年4月、2023年5月、2022年5月、2021年4月および2020年4月にその他Tier 1 資本証券のクーポンとしてそれぞれ支払われた574百万ユーロ、498百万ユーロ、479百万ユーロ、363百万ユーロおよび349百万ユーロ（税引前）によって調整されている。

(b) ドイツ銀行（非連結ベース）

（特に表示がない限り単位：百万ユーロ（億円））

年 度	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
収益合計	27,515 (45,006)	26,252 (42,940)	44,592 (72,939)	79,246 (129,623)	85,519 (139,883)
営業利益	-902 (-1,475)	121 (198)	-217 (-355)	5,466 (8,941)	2,509 (4,104)
当期純利益（損失）	-1,769 (-2,894)	1,919 (3,139)	5,506 (9,006)	4,999 (8,177)	2,883 (4,716)
資本金	5,291 (8,654)	5,291 (8,654)	5,291 (8,654)	5,223 (8,543)	5,106 (8,352)
資産合計	993,292 (1,624,728)	1,020,109 (1,668,592)	1,052,343 (1,721,317)	1,060,231 (1,734,220)	1,128,403 (1,845,729)
純資産額（資本金および剰余金）	32,959 (53,911)	34,913 (57,107)	39,625 (64,815)	43,552 (71,238)	44,884 (73,417)
1株当たり純資産額（1株当たり 資本金および剰余金）（ユーロ（円）） （注1）	15.95 (2,609)	16.89 (2,763)	19.17 (3,136)	21.35 (3,492)	22.50 (3,680)
1株当たり利益（損失） （ユーロ（円））	-0.86 (-141)	0.93 (152)	2.66 (435)	2.45 (401)	1.45 (237)
1株当たり配当 （ユーロ（円））	- (-)	0.20 (33)	0.30 (49)	0.45 (74)	0.68 (111)
配当性向（%）	N/A	21.5	11.3	18.4	47.0
従業員数（人）（注2）	32,132	35,848	35,325	36,285	36,815

（注1） 配当可能利益を除く。

（注2） 常勤相当の平均従業員数。

2026年5月

発行登録追補書類に記載の事項

ドイツ銀行 2028年5月30日満期 米ドル建社債

ドイツ銀行 2028年5月30日満期 豪ドル建社債

本書および本社債に関する2026年4月付発行登録目論見書（訂正を含む。）をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では2026年5月15日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。

【発行登録追補書類番号】

7-外2-19

【提出日】

2026年5月15日

【今回の売出金額】

ドイツ銀行 2028年5月30日満期 米ドル建社債
3,000,000米ドル（円貨換算額473,670,000円）

ドイツ銀行 2028年5月30日満期 豪ドル建社債
3,000,000豪ドル（円貨換算額343,350,000円）

（上記の各円貨換算額はそれぞれ、株式会社三菱UFJ銀行が発表した2026年5月14日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値1米ドル=157.89円および1豪ドル=114.45円の換算レートを用いて換算したものである。なお、当該各換算レートは、本書の提出に際して円貨換算額を表示するために便宜上用いられたものであり、上記の各社債に係る実際の取引に適用されるレートと一致するものではない。）

【これまでの売出実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
7-外2-1	2025年5月21日	702,000,000円		該当事項なし
7-外2-2	2025年5月26日	5,000,000米ドル (720,600,000円)		該当事項なし
7-外2-3	2025年9月12日	559,000,000円		該当事項なし
7-外2-4	2025年11月18日	677,000,000円		該当事項なし
7-外2-5	2025年11月18日	522,000,000円		該当事項なし
7-外2-6	2025年12月15日	522,000,000円		該当事項なし
7-外2-7	2025年12月15日	309,000,000円		該当事項なし
7-外2-8	2026年1月20日	476,000,000円		該当事項なし
7-外2-9	2026年1月20日	319,000,000円		該当事項なし
7-外2-10	2026年1月20日	455,000,000円		該当事項なし

7-外2-11	2026年2月17日	671,000,000円	該当事項なし
7-外2-12	2026年2月17日	232,000,000円	該当事項なし
7-外2-13	2026年2月17日	1,967,000米ドル (306,478,270円)	該当事項なし
7-外2-14	2026年3月16日	1,053,000,000円	該当事項なし
7-外2-15	2026年3月16日	490,000,000円	該当事項なし
7-外2-16	2026年3月16日	321,000,000円	該当事項なし
7-外2-17	2026年4月10日	18,000,000豪ドル (2,051,460,000円)	該当事項なし
7-外2-18	2026年4月17日	652,000,000円	該当事項なし
実績合計額		11,038,538,270円	減額総額 0円

【残額】 488,961,461,730円

(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし

【残高】 該当事項なし

(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【証券情報】

<ドイツ銀行 2028年5月30日満期 米ドル建社債およびドイツ銀行 2028年5月30日満期 豪ドル建社債に関する情報>

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

米ドル建社債

売出券面額の総額または売出振替社債の総額	3,000,000 米ドル
売出価額の総額	3,000,000 米ドル

本社債の利率は年率3.80%であり、2026年5月29日（以下「利息起算日」という。）（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間について利息が付される。

豪ドル建社債

売出券面額の総額または売出振替社債の総額	3,000,000 豪ドル
売出価額の総額	3,000,000 豪ドル

本社債の利率は年率4.72%であり、2026年5月29日（以下「利息起算日」という。）（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間について利息が付される。

3 【売出社債のその他の主要な事項】

(4) 利息

(C) 定義

米ドル建社債

「利息額」とは、2026年11月30日の利払日については、額面金額100米ドルの各本社債につき1.91米ドルであり、その後の各利払日については、額面金額100米ドルの各本社債につき1.90米ドルである。

豪ドル建社債

「利息額」とは、2026年11月30日の利払日については、額面金額100豪ドルの各本社債につき2.37豪ドルであり、その後の各利払日については、額面金額100豪ドルの各本社債につき2.36豪ドルである。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正を含む。）および半期報告書（以下「有価証券報告書等」と総称する。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

有価証券報告書等の提出日以後に生じた重要な事実

2026年4月29日

ドイツ銀行、2026年第1四半期において22億ユーロの過去最高の税引後利益を計上

ドイツ銀行は、本日、2026年第1四半期の税引前利益が前年同四半期から7%増加し、30億ユーロとなったことを発表しました。税引後利益は、前年同四半期から8%増加して22億ユーロとなり、四半期の過去最高を記録しました。希薄化後1株当たり収益は、前年同四半期から7%増加し、1.06ユーロとなりました。

チーフ・エグゼクティブ・オフィサーのクリスティアン・ゼーヴィングは、「当四半期の過去最高益は、ドイツ銀行の次なる戦略フェーズにおいて非常に好調なスタートとなりました。」と述べています。「私たちは重点分野における成長を実現し、業務効率化により投資原資を確保しました。また、強固な資本基盤を堅持しつつ、株主還元のためのさらなる拡充に取り組んでいます。当行は、強固なバランスシート、優れた実行力、そして、戦略的優位性を備えており、変化の激しいグローバル環境下においても、世界中のお客様のニーズにお応えする体制が整っています。当行は『重点分野の成長』、『拡張性のある運営モデル』、『規律ある資本管理』を3つの戦略の柱とし、これらを推進することで、株主の皆さまへの長期的な価値を創出するとともに、『欧州を代表する金融機関』となるという、高い目標の実現を目指してまいります。」

主要財務比率のさらなる強化による目標の達成

- 税引後有形株主資本利益率 (RoTE)¹は12.7%となり、2025年第1四半期における11.9%から上昇
- 費用収益比率は58.9%となり、前年同四半期の61.2%から低下
- 税引後RoTE¹は、4つの事業部門すべてにおいて13%前後またはそれ以上を達成

2026年第1四半期における堅調な顧客取引

- 純収益は、重点的成長分野に牽引され、87億ユーロ
- 運用資産 (AuM) は、220億ユーロの純資金流入を含む1.8兆ユーロに増加

規律ある戦略の実行を反映したコスト管理

- 利息以外の費用は、前年同四半期から2%減少し、51億ユーロ。事業成長および追加投資は主に業務効率化により大部分を自己資金で調達
- 追加投資、取引高の増加およびインフレによるコスト増：2億ユーロ
- 一方で業務効率化によるコスト削減：1億ユーロ

全体的な信用ポートフォリオの質は予想どおり引き続き堅調

- 信用損失引当金は519百万ユーロ（貸出平均残高の43ベースポイント）
- 引当金は、マクロ経済の不確実性を反映したオーバーレイ（追加引当金）を計上
- 個人向け融資：損失はなく、十分に分散されており、融資の際の厳格な審査基準を維持

事業成長および株主還元の拡大を支える強固な資本基盤

- 普通株式等Tier1資本比率は13.8%となり、13.5%から14.0%の目標範囲内
- オーガニックな自己資本の創出の堅調さが具体的な事業成長を支え、60%の配当性向に沿った株主還元に向けた控除枠は増加
- 公表済みの10億ユーロ規模の自社株の買戻しが進行中

グループ業績概要

特記表示がない限り 単位: 百万ユーロ	2026年3月31日 に終了した 3カ月間	2025年3月31日 に終了した 3カ月間	前年同期比増減
純収益 ²	8,671	8,524	2%
信用損失引当金	519	471	10%
利息以外の費用 ³	5,111	5,216	-2%
税引前利益(損失)	3,041	2,837	7%
利益(損失)	2,174	2,012	8%
税引後平均有形株主資本利益率	12.7%	11.9%	0.8ppt
税引後平均株主資本利益率	11.4%	10.6%	0.8ppt
費用収益比率	58.9%	61.2%	(2.2)ppt
普通株式等 Tier1 資本比率 ⁴	13.8%	13.8%	(0.0)ppt

チーフ・ファイナンシャル・オフィサーのラジャ・アクラムは、次のように付け加えました。「2026年第1四半期において、当行は質の高い収益構成と持続的な成長により、RoTEが12.7%、費用収益比率が59%を下回る等、力強い業績を達成しました。プライベート・バンクおよびアセット・マネジメントにおけるAuM総額は220億ユーロの純資金流入に支えられ、1.8兆ユーロに増加しました。インベストメント・バンクは、困難なマクロ経済環境下において顧客にとって価値をもたらすアドバイザーとしての役割を果たし、コーポレート・バンクの貸出業務も加速しました。これにより、当行は財務目標と戦略目標の達成に向けた確固たる一歩を踏み出すことができます。当行は焦点を絞った投資と慎重な資本配分を通じて高付加価値事業の成長モメンタムを築き上げるとともに、当行全体でAIの活用やプロセスの再構築により、さらにコストの柔軟性を高めてまいります。」

グローバル・ハウスバンク拡大戦略：2026年第1四半期中の進捗

重点分野の成長：

- グループの収益は前年同期比で2%増加し、為替変動の影響²を除くと6%増加しました。
- AuMは、2025年第1四半期と比較して1,460億ユーロ増加して1.8兆ユーロとなりました。これには、プライベート・バンクおよびアセット・マネジメント全体で220億ユーロの純資金流入が含まれます。
- プライベート・バンク：収益の伸び率は5%、顧客資産は300億ユーロ増加しました。
- アセット・マネジメント：収益の伸び率は10%、純資金流入は110億ユーロとなりました。
- コーポレート・バンク：貸出金は前年同四半期比で70億ユーロ増加しました。
- インベストメント・バンク：債券および為替（FIC）の資金調達業務における収益は、好調だった前年同四半期をさらに7%上回りました。

厳格な資本規律：

- CET1比率⁴は目標運用範囲内の13.8%となりました。これは事業主導のRWAの増加および2026年から配当性向を60%に引き上げる方針に沿った分配金控除を反映した結果です。
- 株主付加価値（SVA）は、堅調な収益および規律ある資本配分により、プラスとなりました。
- ポートフォリオ施策には、目標利回りを下回る住宅ローンの削減の継続ならびにウェルス・マネジメントおよび法人向け貸出内でのリソースの再配分が含まれます。

拡張性のある運営モデル：

- グループの利息以外の費用は2%減少し、為替変動の影響³を除くと2%増加しました。
- 追加投資には、ウェルス・マネジメントにおける約80名のカバレッジ担当者を採用、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケットにおける採用、ならびにコーポレート・バンクのソリューションの拡大が含まれますが、これらは従業員削減および目標オペレーティング・モデルに向けた措置による業務効率化により大部分が相殺されました。
- プライベート・バンク：2026年の支店閉鎖計画の約75%が完了しました。
- アセット・マネジメント：DWSによる、日本生命インド・オルタナティブ投資ファンドの株式40%の取得合意を通じ、預かり資産集約をさらに注力します。

- コーポレート・バンク／インベストメント・バンク：AI 導入により、法人向け融資承認プロセスを加速させています。
- インベストメント・バンク：ブラックロックとの HausFX 提携を通じ、自動化された拡張性の高い FX ソリューションの提供開始を発表しました。

プライベート・バンク：税引前利益は 39%増加し、収益は過去最高を記録

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2026年3月31日 に終了した 3カ月間	2025年3月31日 に終了した 3カ月間	前年同期比増減
純収益	2,567	2,439	5%
信用損失引当金	179	219	(18)%
利息以外の費用	1,708	1,731	(2)%
税引前利益(損失)	681	489	39%
費用収益比率	66.5%	71.0%	(4.4)ppt
税引後平均有形株主資本利益率	12.8%	8.3%	4.5ppt
税引後平均株主資本利益率	12.2%	8.3%	3.9ppt
運用資産(十億ユーロ)	694	632	10%
純資金流入(十億ユーロ)	11	6	95%

- プライベート・バンクの堅調な預金収益が純利息収益の増加を牽引し、四半期収益は過去最高を記録しました。
- 改革戦略の規律ある実行を反映して、RoTE は 12.8%に向上、費用収益比率は 67%に改善しました。
- 顧客資産は、預かり資産集約戦略の進展を反映し、投資商品における 100 億ユーロを含む計 110 億ユーロの純資金流入に一部牽引され、300 億ユーロ増の 8,210 億ユーロとなりました。
- 継続的なコスト管理、焦点を絞った投資を継続したことで、利息以外の費用は 1%減少しました。
- ポートフォリオの質の改善を反映し、信用損失引当金が減少しました。

アセット・マネジメント：運用資産の増加に伴い、37%の利益成長

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2026年3月31日 に終了した 3カ月間	2025年3月31日 に終了した 3カ月間	前年同期比増減
純収益	802	730	10%
信用損失引当金	0	0	N/M
利息以外の費用	445	467	(5)%
税引前利益(損失)	279	204	37%
費用収益比率	55.5%	64.0%	(8.5)ppt
税引後平均有形株主資本利益率	49.6%	22.2%	27.4ppt
税引後平均株主資本利益率	18.0%	10.0%	7.9ppt
運用資産(十億ユーロ)	1,093	1,010	8%
純資金流入(十億ユーロ)	11	20	(45)%

- アセット・マネジメントの収益が 10%増加し、利息以外の費用が 5%減少したことに牽引され、収益性および主要な測定基準が前年同四半期から改善しました。
- 収益の伸び率は、平均 AuM の増加に伴うマネジメント・フィーの増加、およびインフラ・ファンドによる運用報酬および取引手数料の大幅な増加を反映しています。
- 利息以外の費用は、継続的なコスト管理および、変動報酬の抑制により、減少しました。
- AuM は、前年同四半期から 840 億ユーロ増加し、2026 年第 1 四半期にはさらに Xtrackers を含むパッシブ商品を中心に 110 億ユーロの純資金流入を記録しました。

コーポレート・バンク：貸出金および預金の成長に伴い、堅調な RoTE を維持

特に表示がない限り 単位: 百万ユーロ	2026年3月31日 に終了した 3カ月間	2025年3月31日 に終了した 3カ月間	前年同期比増減
純収益 ⁵	1,816	1,866	(3)%
信用損失引当金	48	77	(38)%
利息以外の費用	1,144	1,157	(1)%
税引前利益(損失)	623	632	(1)%
費用収益比率	63.0%	62.0%	1.0ppt
税引後平均有形株主資本利益率	14.8%	14.3%	0.4ppt
税引後平均株主資本利益率	13.5%	13.4%	0.1ppt

- コーポレート・バンクの RoTE は、14.8%に増加し、費用収益比率も 63%と好調な水準を維持しています。
- 収益は、前年同期比で 3%減少し、為替変動の影響⁵を除くと 1%増加しました。金利ヘッジによる収益の増加、取引高の増加ならびに純手数料およびフィー収益の 1%の増加（為替変動の影響⁵を除く場合には 5%）があったものの利ざや（マージン）の正常化により相殺されました。
- 貸出残高は、前年同四半期から 70 億ユーロ（6%）増加し、貿易金融が堅調でした。
- 預金残高は、前年同四半期から 60 億ユーロ（2%）増加し、キャッシュ・マネジメントの普通預金が堅調でした。
- 利息以外の費用は横ばい、為替変動のプラスの影響および効果的なコスト管理により、取引高の増加および投資に伴う費用増を相殺しました。
- 信用損失引当金は、マクロ経済のオーバーレイ（追加引当金）を計上したものの、基礎となるポートフォリオの質が健全であることから前年同期比で減少しました。

インベストメント・バンク：収益は好調だった前年同四半期と一致

特に表示がない限り 単位: 百万ユーロ	2026年3月31日 に終了した 3カ月間	2025年3月31日 に終了した 3カ月間	前年同期比増減
純収益	3,373	3,362	0%
信用損失引当金	290	163	77%
利息以外の費用	1,643	1,651	(0)%
税引前利益(損失)	1,440	1,545	(7)%
費用収益比率	48.7%	49.1%	(0.4)ppt
税引後平均有形株主資本利益率	15.7%	18.1%	(2.3)ppt
税引後平均株主資本利益率	15.1%	17.4%	(2.3)ppt

- インベストメント・バンクの税引後 RoTE は 15.7%、費用収益比率は前年同四半期とほぼ同水準の 49%となりました。
- 収益は、マクロ経済および為替変動の逆風にもかかわらず、好調だった前年同四半期と比較して同水準となりました。
- 債券および為替（FIC）の収益は、29 億ユーロとなり、過去最高だった前年同四半期に近い水準を記録しました。引き続き堅調な FIC の資金調達業務および FIC 市場の強靱性が寄与しました。
- インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケットの収益は、5%増加して 477 百万ユーロとなりました。堅調な投資適格債券を含む、債券および株式オリジネーションの増収が牽引しました。
- 利息以外の費用は、前年同四半期比で横ばいでした。的を絞った投資およびその他の費用の増加があったものの、為替変動のプラスの影響により相殺されたことによります。
- 信用損失引当金は、特定の個別案件（シングル・ネーム）のエクスポージャー、およびマクロ経済環境を反映したオーバーレイ（追加引当金）に牽引され、大幅に増加しました。

2026 年の見通し

- **収益**：2026 年第 1 四半期の業績は予想と一致し、当行の 2026 年通年の収益目標である 330 億ユーロに向けた堅実な一歩となりました。
- **費用**：投資と業務効率化を推進しつつも、費用は計画と一致すると予想されます。
- **信用損失引当金**：資産全体の質は堅調であり、正常化した環境下では前年同四半期からの改善が見込まれます。
- **収益性**：2026 年における堅調な業績の達成に向けて順調に進んでいます。
- **資本**：現在、自社株の買戻しプログラムが進行中であり、CET1 資本からの控除は 60%に引き上げられた配当性向目標と一致しています。

サステナブル・ファイナンス：2020 年以降の累計実行額⁶は 4,920 億ユーロに到達

2026 年第 1 四半期のサステナブル・アンド・トランジション・ファイナンスの取引高（DWS を除きます。）⁶は 210 億ユーロとなりました。これにより、2020 年 1 月 1 日以降の累積取引高は 2025 年末現在の 4,710 億ユーロから 4,920 億ユーロへと拡大しました。2026 年第 1 四半期における進展には、以下が含まれます。

- ドイツ銀行初の欧州グリーンボンドを発行し、500 百万ユーロを調達しました。その全額をドイツ銀行の「グリーンビルディングのポートフォリオ」に含まれる EU タクソノミー適合資産の借換えに充当します。
- オランダ初の持続可能な航空燃料（SAF）専用プラント建設融資を行いました。これは、年間 97,500 トンの SAF および 35,000 トンの持続可能な副産物生産を可能にするプロジェクトです。ライフサイクル排出量は化石燃料に比べて約 80%低減します。ドイツ銀行は本案件で主幹事を務めました。
- 英国での ESG 関連の証券化（CMBS）：発行体のサステナブル・証券化債券フレームワークに基づき、546 百万英ポンドの商業用不動産担保証券（CMBS）の発行を共同でアレンジしました。これにより、英国におけるエネルギー効率の良い手頃な価格の住宅の供給を支援します。ドイツ銀行は、ESG コーディネーター、共同アレンジャーおよび主幹事を務めました。
- EU の諮問機関メンバー：「EU のサステナブル・ファイナンス・プラットフォーム 26/27」のメンバーに任命されました。サステナブル・ファイナンス規則のさらなる発展に関して欧州委員会に助言する役割です。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は、個人顧客、中小企業、事業法人、各国政府および機関投資家に対し、リテール・バンキング、プライベート・バンキング、コーポレート・バンキング、トランザクション・バンキング、融資、資産運用の商品およびサービスならびに焦点を絞った投資銀行業務を提供しています。ドイツ銀行は、欧州に深く根ざしつつグローバル・ネットワークを有するドイツ有数の銀行です。

将来の事象に関する記述

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、当行の考えおよび予想ならびにその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行の経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。したがって、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当行はこれらの記述に関して、新しい情報または将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。したがって、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。

これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国およびドイツ銀行が収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当行の経営戦略の実施、当行のリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当行の2026年3月12日付Form 20-Fの「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該文書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

- 1 本項目およびその他のGAAP以外の財務的測定尺度の詳細については、2026年第1四半期補足財務データ（英文）の16頁から22頁の「GAAP以外の財務的測定尺度」および2026年3月31日付の収益報告書（英文）の44頁から48頁の「GAAP以外の財務的測定尺度」をそれぞれご参照ください。
- 2 前年同期比(333)百万ユーロの外国為替換算の影響を含みます。
- 3 前年同期比188百万ユーロの外国為替換算の影響を含みます。
- 4 期末現在
- 5 (28)百万ユーロの純手数料およびフィー収益を含む、前年同期比(71)百万ユーロの外国為替換算の影響を含みます。
- 6 当行のウェブサイトにて公開されている「Deutsche Bank's Sustainable Finance Framework（ドイツ銀行のサステナブル・ファイナンスのフレームワーク）」（英文）、「Transition Finance Framework（トランジション・ファイナンスのフレームワーク）」（英文）および「Deutsche Bank ESG Investments Framework（ドイツ銀行のESG投資のフレームワーク）」（英文）において定義される、サステナブル・アンド・トランジション・ファイナンスおよびESG投資の取引

ESG 分類

サステナブル・アンド・トランジション・ファイナンスおよびESG投資の取引は、「Deutsche Bank's Sustainable Finance Framework（ドイツ銀行のサステナブル・ファイナンスのフレームワーク）」（英文）、「Transition Finance Framework（トランジション・ファイナンスのフレームワーク）」（英文）および「Deutsche Bank ESG Investments Framework（ドイツ銀行のESG投資のフレームワーク）」（英文）（<https://investor-relations.db.com> から入手可能です。）において定義されています。当行のサステナブル・アンド・トランジション・ファイナンスおよびESG投資の目標における累積の定義に鑑みて、フレームワークに照らした検証が報告する四半期末までに完了できない場合には、取引高は翌四半期以降において検証が完了次第開示されます。DWSのESG商品分類の詳細については、DWSの2025年の年次報告書（英文）の「Sustainability in Our Investment Approach and Our Product Suite - Our Product Suite（当社の投資アプローチおよび商品における持続可能性 - 当社の商品）」をご参照ください。

会計の基準

上記の当行の業績は、国際会計基準審議会（IASB）により発行され、欧州連合（EU）が支持している国際財務報告基準（IFRS）に準拠して作成されています。これには、2020年以降、満期到来前の預金に対するポートフォリオ公正価値ヘッジ会計および期限前弁済条項付固定金利モーゲージの適用（以下「EUカーブアウト」といいます。）が含まれます。EUカーブアウトに基づく公正価値ヘッジ会計は、各テナーのプールにおける金利のプラス・マイナス両方の動きに対する会計エクスポージャーを最小限に抑えることで、トレジャリーの活動により報告される収益のボラティリティを削減するために用いられます。

2026年3月31日に終了した3カ月間について、EUカーブアウトの適用は、当行の税引前利益に854百万ユーロ、利益に615百万ユーロのプラスの影響をもたらしました。2025年3月31日に終了した3カ月間について、EUカーブアウトの適用は、当行の税引前利益に391百万ユーロ、利益に280百万ユーロのプラスの影響をもたらしました。当行グループの規制自己資本およびその比率についても、EUカーブアウトを伴うIAS第39号を用いて報告しています。2025年3月31日現在については、EUカーブアウトの適用は、CET1資本比率に約60ベースポイントのマイナスの影響をもたらしたのに対し、2026年3月31日現在については、約39ベースポイントのマイナスの影響をもたらしました。いずれの期においても、EUカーブアウトの正味の影響は、ヘッジ対象のポジションの時価評価の変動およびヘッジ手段によって、プラスにもマイナスにもなる可能性があります。

GAAP以外の財務的測定尺度の使用について

本リリース、および当行が発行しているまたは発行する可能性があるその他の書面には、GAAP以外の財務的測定尺度が含まれています。GAAP以外の財務的測定尺度とは、当行の過去もしくは将来の経営成績、財政状態またはキャッシュ・フローの尺度で、当行の財務諸表においてIFRSに従って計算および表示された最も直接的に比較可能な尺度から、場合により、これに含められている（または除外されている）金額を除外する（または含める）調整を行うものです。当行のGAAP以外の財務的測定尺度およびこれと最も直接的に比較可能なIFRSの財務的測定尺度の例は、以下をご参照ください。

GAAP以外の財務的測定尺度	最も直接的に比較可能なIFRSの財務的測定尺度
主要な銀行業務セグメントの純利息収益	純利息収益
通貨換算の影響を調整したベースでの収益（「ex-FX」）	純収益
通貨換算の影響を調整したベースでのコスト	利息以外の費用
純資産（調整済）	資産合計
有形株主資本、平均有形株主資本、有形帳簿価額、平均有形帳簿価額	株主資本合計（帳簿価額）
税引後平均有形株主資本利益率（AT1証券のクーポン控除後のドイツ銀行株主に帰属する利益（損失）に基づく）	税引後平均株主資本利益率
基本的流通株式1株当たり有形純資産、基本的流通株式1株当たり資産	流通株式1株当たり資産

通貨換算の影響を調整したベースでの収益およびコストは、ユーロ以外の通貨建てで発生したまたは被った過去の会計期間の収益およびコストを、当該会計期間における外国為替レートによりユーロに換算することで計算します。これらの調整済の数値およびそれに基づく過去の会計期間との比較によるパーセンテージの変化は、基礎となる取引高の状況についての情報を提供することを意図しています。

2026年5月

発行登録目論見書の訂正事項分

ドイツ銀行 2028年5月30日満期 米ドル建社債
ドイツ銀行 2028年5月30日満期 豪ドル建社債

訂正理由

「ドイツ銀行 2028年5月30日満期 米ドル建社債」および「ドイツ銀行 2028年5月30日満期 豪ドル建社債」の売出しに関して2026年4月28日に提出した訂正発行登録書の記載事項の一部に訂正すべき事項があり、これを訂正するため、訂正発行登録書を提出いたしました。

訂正箇所

訂正した箇所には下線を付しております。

第一部 【証券情報】

<ドイツ銀行 2028年5月30日満期 米ドル建社債およびドイツ銀行 2028年5月30日満期 豪ドル建社債に関する情報>

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

（前略）

（注4） 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）からA1の長期無担保上位優先債務格付を、スタンダード・アンド・プアーズ・グローバル・レーティング（以下「S&P」という。）からAの長期無担保上位優先債務格付を、またフィッチ・レーティングス・リミテッド（以下「フィッチ」という。）からA+の長期無担保上位優先債務格付を各々取得している。これらの格付は、いずれも発行会社が発行する個別の社債に対する信用格付ではない。

（後略）

以 上

無登録格付に関する説明書

株式会社 SBI 証券

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・レーティングス

● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のウェブサイト（<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>）の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」の欄に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・レーティングス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は規程に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

[S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「ライブラリ・規制関連」の「[無登録格付情報](#)」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信

用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

● 格付会社グループの呼称等について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

[フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されています。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2024年9月25日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

以上